

第Ⅳ部

令和2年度に
講じようとする施策

第Ⅳ部 令和2年度に講じようとする施策

第1章

観光分野における新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の影響により、全方面からの訪日旅行者は大幅に減少している。また、国内においても旅行のキャンセル、予約控えや外出自粛の影響を受け、観光需要は大きく減少し、全国の旅行業、宿泊業はもとより、地域の交通や飲食業、物品販売業など多くの産業に深刻な影響が生じている。

このため、全国の地方運輸局に設置した特別相談窓口を通じて、観光関連事業者からの要望を聞き取り、きめ細かな対応を行っているところであり、まずは、感染拡大を防止し、早期に収束させるとともに、その間、雇用の維持・事業の継続の支援、反転攻勢に転じるための基盤の整備を行い、状況が落ち着き次第、強力な国内需要の喚起策を講じ、観光産業の回復を図ることとする。

その上で、国・地域ごとの感染収束を見極め、誘客可能となった国等から、インバウンドの回復を図ることで、再び観光を成長軌道に乗せ、観光で日本の津々浦々が活性化する観光立国を目指す。

1 観光関連産業の雇用の維持と事業の継続

まずは新型コロナウイルス感染症の流行の早期収束に取り組み、その間、観光関連事業者の雇用の維持と事業の継続に対する支援を行う。

- ・持続化給付金として、中堅・中小企業は上限200万円、個人事業主は上限100万円の範囲内で、前年度の事業収入からの減少額を給付する。
- ・雇用調整助成金について、助成率の引き上げ、助成対象の非正規雇用労働者への拡充等を行うとともに、必要としている事業者に速やかに、かつ、的確に届けられ、活用されるよう申請方法等を紹介するビデオ動画を作成・公開する。
- ・実質無利子・無担保融資として、日本政策金融公庫等による融資枠を拡大するほか、民間金融機関でも実質無利子・無担保融資を可能とする。また、既往債務の無利子・無担保融資への借換による負担軽減、信用保証協会によるセーフティネット保証等により資金繰り支援を行う。
- ・固定資産税等の公租公課やNHK受信料等の猶予・減免等を実施する。

2 反転攻勢に転じるための基盤の整備

感染拡大防止期間を将来の観光需要回復に向けた積極的な「助走期間」と位置づけ、観光需要の回復に向けて反転攻勢に転じるための基盤を整備する。

- ・観光業界におけるガイドラインの作成支援をはじめ、旅行者が安全・安心に旅行できる環境整備を促進する。
- ・意欲的な宿泊施設に対し、補助金の申請手続、改修プランの作成等の支援を行うアドバイザーを派遣するほか、従業員向けの語学研修を行う通訳案内士の派遣等を行う。
- ・観光地や公共交通機関におけるインバウンド受入環境整備の取組を支援するほか、観光施設等における感染症対策を推進する。
- ・各地の観光資源やイベントを集客力の高い滞在型コンテンツへ磨き上げることを支援する。

3 国内旅行の需要喚起

観光需要の回復に当たっては、国内の旅行需要から動き出すと想定されることを踏まえ、国内の新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着き次第、国内の観光需要を強力に喚起していく。

- ・新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着き次第、「Go To トラベル」事業を実施する。具体的には、宿泊・日帰り旅行商品の割引を行うほか、地場の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関などで幅広く使用できる地域クーポンを発行し、観光需要を強力に喚起する。
- ・新型コロナウイルス感染症を契機に、特定の時期に特定の場所に集中しがちな従来の旅行スタイルから転換するため、より安全で快適な「新しい生活様式」による旅行スタイルのあり方を検討する。具体的には、今後の観光需要喚起策も活用しつつ、滞在型の旅行を促進するため、ワーケーションなど働き方改革と合致した新たな国内旅行スタイルを生み出していく。

4 インバウンドの回復

国・地域ごとの感染収束を見極め、誘客可能となった国等では、航空便の復活と合わせて、速やかに航空会社と連携した訪日プロモーションを開始し、インバウンドの回復を図る。

- ・誘客可能となった国等では、順次、訪日プロモーションを開始する。具体的には、誘客の前提となる航空便の復活が急務であるため、日本政府観光局において、航空会社等との共同広告を実施し、航空会社の運航再開を強力に後押しする。
- ・日本の観光地の様子や魅力について、メディア広告等の映像やインフルエンサーの招請等を通じて紹介するなど日本政府観光局による海外プロモーション等を推進する。

第2章

新型コロナウイルス感染症終息後を見据えた観光施策

観光は「地方創生」への切り札、成長戦略の柱であり、観光消費額の8割を占める日本人国内旅行の振興に加え、近年は、世界的にも著しい成長分野であるインバウンドを取り込むことによって、観光立国の実現に取り組んできた。

今般の新型コロナウイルス感染症の発生・拡大により、インバウンドの減少のみならず、国内においても旅行のキャンセルや予約控えが長期化し、全国の観光産業に深刻な影響を与えており、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着き次第、観光需要の喚起を図っていく。

観光需要は国内から動き出すことが想定されるが、観光消費額の8割を占める日本人国内旅行の振興は、地域における消費の拡大や地域経済の発展に極めて重要である。

一方、世界全体の国際観光客到着数は、この7年間で40%増加し、14億人に達するなど、世界的にも著しい成長分野であることから、感染症終息後の中長期的スパンにおいて、インバウンドは引き続き重要である。

現在、我が国の観光は厳しい状況にあるが、自然、食、伝統文化、芸術、風俗習慣、歴史など日本各地の観光資源の魅力が失われたものではなく、国内外の感染症の状況を見極めつつ、国内旅行とインバウンドの両輪により、観光立国を実現していく。

このような観点から以下に取り組んでいくが、具体的な進め方については、新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、弾力的に見直しながら取組を進めていく。

第1節 外国人が真の意味で楽しめる仕様に変えるための環境整備

1 観光地

(1) キャッシュレス環境の飛躍的改善

a) 海外発行カード対応ATM設置の取組

3メガバンクの海外発行カード対応ATM（2020年（令和2年）までに全ATM設置拠点の約半数で整備（計約3,000台）する方針）について、2020年（令和2年）3月末時点で3,001台が設置され、目標を前倒して達成した。引き続き、現行の整備水準が維持されるようフォローアップを実施する。また、3メガバンクに対しATM設置に有用なデータを提供し、ニーズが高い場所での優先的な設置を行うなどの戦略的な取組を促す。

さらに、地方銀行にも、3メガバンクと同様にATM設置に有用なデータを提供し、海外発行カード対応の環境が整っていない観光地への設置を促すとともに、取組状況をフォローアップする。

加えて、海外発行カード対応ATM設置の進捗に合わせて最新の設置場所等の情報を、日本政府観光局ウェブサイト、アプリ等で引き続き提供し、掲載するATMデータの充実を進める。

b) 面的キャッシュレス・インフラの構築支援及び地方公共団体・公共施設のキャッシュレス化

観光地域づくり法人（DMO）や、商工会議所・商工会、商店街振興組合といった団体が行う地域への面的なキャッシュレス決済導入の取組に対して支援を行うことで、地域全体でのキャッ

シュレス化の取組を推進する。また、2020年（令和2年）4月に策定した、地方公共団体のキャッシュレス導入の手順をまとめた「キャッシュレス決済導入手順書」を活用して、2020年度（令和2年度）中に約30の地方公共団体においてキャッシュレス化に取り組むなど、地方公共団体・公共施設のキャッシュレス化を後押しする。

c) 安全・安心なクレジットカード利用環境の整備

安全・安心なクレジットカードの利用環境の整備を目的に2018年（平成30年）6月に施行された「割賦販売法の一部を改正する法律（平成28年法律第99号）」に基づき、加盟店及びクレジットカード会社におけるクレジットカード番号等の適切な管理、不正利用の防止といったセキュリティ対策の取組を推進する。特に、クレジットカード取引に係る事業者等で構成されているクレジット取引セキュリティ対策協議会において、2020年（令和2年）3月に改訂された「クレジットカード・セキュリティガイドライン」に基づき、関係事業者のIC化推進等のセキュリティ対策の取組を推進する。

(2) 通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現

a) 通信環境の飛躍的向上

① 主要な観光・防災拠点における無料Wi-Fi環境の整備

地域住民や訪日外国人等の旅行者を含め、災害時の必要な情報伝達手段を確保する観点から、耐災害性の高いWi-Fi環境について、2021年度（令和3年度）までに約3万箇所の防災拠点等における整備を加速化させていく。

② 災害用統一SSIDの周知・広報

災害用統一SSIDを利用した携帯キャリアWi-Fi及びエリアオーナーWi-Fiの無料開放・利用手続簡素化を促進するため、災害用統一SSIDに関する周知等を行う。

③ 共通シンボルマーク「Japan.Free Wi-Fi」を用いた無料Wi-Fiスポットの情報発信

訪日外国人旅行者に対し、分かりやすい共通シンボルマーク「Japan.Free Wi-Fi」を用いたウェブサイトやステッカー等の掲出を通して、観光案内所、公共交通機関、訪日外国人旅行者の来訪が多い観光地のまちなか等に加え、インバウンド対応拠点化を進める「道の駅」に整備された無料Wi-Fiスポットの情報発信を強化する。

④ プリペイドSIMの販売促進等による通信環境全体の改善

訪日外国人旅行者が訪問する店舗におけるSIM販売拠点の拡大に向けた取組を引き続き行いつつ、複数国から国際便が乗り入れる全ての空港へのSIM販売拠点の設置に向けた取組を重点的に行う。また、日本政府観光局のウェブサイトを活用して、引き続き訪日外国人旅行者に対する最新の販売拠点の周知強化を図る。

さらに、訪日外国人旅行者の観光地散策中における情報の円滑な収集・発信ニーズが高まっていることを踏まえ、観光案内所、宿泊施設、鉄道駅やバスターミナル、車両、訪日外国人旅行者の来訪が多い観光地のまちなか等に加えてインバウンド対応拠点化を進める「道の駅」における無料エリアWi-Fi環境の整備を進めるとともに、モバイルWi-Fiルーターの利用促進、SIMカードのサービスの促進、国際ローミング料金の低廉化を通じて多面的な通信環境の改善を図る。

b) 誰もが一人歩きできる観光の実現等に向けた取組

①多言語音声翻訳システムの更なる普及拡大

国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）の多言語翻訳技術は、これまで翻訳精度の向上や重点対応言語の拡大に取り組み、2019年度（令和元年度）中に12言語（※）で実用レベルの翻訳精度を実現しており、同技術を活用した民間企業による多様なサービスが実用化・普及し、日常生活・行政手続・観光等の様々な場面で活用されている。

今後2025年（令和7年）に向けては、日本国際博覧会（大阪・関西万博）も見据え、世界の「言葉の壁」の解消とグローバルで自由な交流の実現に向け、ビジネスや国際会議における議論の場面にも対応したAIによる多言語同時通訳の実現及び重点対応言語の拡大等のための研究開発に取り組む。

また、観光案内所、宿泊施設、公共交通機関等に加えて、観光地の「まちあるき」の満足度向上を図るべく地域の飲食店、小売店等における多言語音声翻訳システムの活用を含めたまちなかにおける受入環境の面的整備を進める。

（※）12言語：日本語、英語、中国語、韓国語、タイ語、インドネシア語、ベトナム語、ミャンマー語、フランス語、スペイン語、ブラジルポルトガル語及びフィリピン語

②観光分野におけるオープンデータ・ビッグデータ利活用のモデルケース構築

観光分野等の地域における課題解決や経済活性化、行政の高度化等に資するオープンデータの活用を推進するため、地方公共団体職員の人材育成等のための研修を実施し、地方公共団体を支援する。

③おもてなし規格認証

サービスの品質を見える化する仕組みとして創設した「おもてなし規格認証」について、2021年（令和3年）に開催される「東京2020大会」やそれ以後のインバウンド対応に向け、特約として追加した「トラベラー・フレンドリー認証」について、ホスピタリティ・コーディネータ養成講座や講演会等を逐次開催し、取得をより一層促進する。

また、2020年（令和2年）までに、全体の「おもてなし規格認証」の登録数として約30万件の認証の実現を目指す。

c) 観光地の「まちあるき」満足度の飛躍的向上

訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、多言語表示の充実・改善（英語、中国語及び韓国語等）や無料エリアWi-Fiの整備、域内の小売・飲食店等も含めたキャッシュレス決済、段差の解消等のまちなかにおける面的な取組や、これらと一体的に行う観光地のゲートウェイとしての外国人観光案内所等の整備を集中的に支援し、2021年（令和3年）までに100の主要観光地を抜本的に改善し、「まちあるき」の満足度向上を目指す。また、観光地における災害等非常時の情報発信能力の強化を図る。さらに、訪日外国人旅行者の旅行環境を刷新するため、インバウンドに係る先進的かつ即応性の高いICTサービス等を提供するベンチャー企業等について、地方公共団体・観光地域づくり法人（DMO）等の観光関係者に周知し、ICT等のイノベーションの成果を地方も含めた観光現場への導入促進を図る。

d) 観光案内拠点の充実

訪日外国人を含む旅行者が全国津々浦々を快適に旅行できるよう、日本政府観光局認定外国人観光案内所を2020年（令和2年）までに約1,500箇所とすることを目指し、多様な業態への制度の周知を行う。あわせて、認定案内所が多様なニーズに対応できるよう、各認定案内所が現状

分析及び施策立案に活用できる定量的なKPIの普及、KPI等を用いた認定案内所表彰制度の創設等により、日本政府観光局認定外国人観光案内所のブランド力の向上及びその案内機能の一層の高度化を図る。また、観光案内所の情報発信機能の強化による訪日外国人旅行者の利便性の向上のため、AIチャットボットや多言語音声ガイド、体験コンテンツ等の予約・販売システムの導入といった地域におけるコト消費促進のための環境整備等の先進機能の整備を行うほか、平成30年北海道胆振東部地震等における経験を踏まえ、観光案内所における非常用電源等の導入を促進する。さらに、観光拠点の魅力を発信し地域との交流を図る「観光拠点情報・交流施設」についての整備を支援する。

加えて、「道の駅」第3ステージとして、外国人観光案内所の日本政府観光局認定取得やキャッシュレスの導入推進等のインバウンド対応を強化するとともに、「道の駅」の世界ブランド化に向け、海外へのプロモーションを推進する。

e) 公衆トイレの洋式便器の整備及び機能向上

訪日外国人旅行者の快適な旅行環境整備のため、訪日外国人旅行者が利用しやすいよう、観光地周辺に地方公共団体や交通事業者等が設置する公衆トイレの洋式便器の整備とともに清潔等機能向上を促進する。

f) ムスリム対応の更なる強化

引き続きムスリム旅行者が安心して地方部も含めて滞在・周遊するため、食や礼拝等における受入環境の整備・改善を説明会等を通じて促進するとともに、飲食店等における、店内表示及びメニューの多言語化やウェブサイト作成等について支援する。また、東南アジア市場における現地メディア等の招請事業やオンラインでの情報発信、中東市場における現地旅行博・イベントへの出展等を通じて、訪日プロモーションを強化する。

g) 訪日ベジタリアン・ヴィーガンの受入環境整備

2019年度（令和元年度）に策定した「飲食事業者等におけるベジタリアン・ヴィーガン対応ガイド」を飲食・宿泊事業者等に周知し、ベジタリアン・ヴィーガンの旅行者が安心して食事ができる環境の整備を促進する。また、旅行者がベジタリアン・ヴィーガン対応を実施している飲食店等の情報を容易に入手できるよう、ウェブサイト等を活用してベジタリアン・ヴィーガンに関する情報発信を強化する。

h) シェアサイクルの導入

観光地内の周遊性を高めることによりストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備を図るため、観光庁が指定する地域において、訪日外国人旅行者に対して手軽な移動手段を面的に提供するシェアサイクルの導入促進を支援する。

i) 「道の駅」の通信環境等の整備

周遊観光の交通拠点としての役割を発揮するため、「道の駅」における電気自動車（EV）の充電施設及びWi-Fiの整備を促進するとともに、災害時には訪日外国人を含む利用者や地域住民に被災状況や支援活動の情報提供を行う。

j) 受入環境向上に向けた調査の実施

受入環境に関する訪日外国人旅行者の不満・要望等について、最新の旅行動向を踏まえ調査項目や手法の改善を図った上でアンケート調査を実施し、現状と課題を明らかにするとともに具体的な解決策の検討を行う。

k) ICTを活用したスマートシティの推進

データ利活用型スマートシティの推進を通じて、観光客の動態情報や購買情報等データの収集・分析とその利用により、訪日外国人旅行者の消費額の拡大や誘客、新規観光資源の発見等に貢献するため、新規事例の構築に加え、ICT街づくり推進会議への報告等を含む様々な機会を通じて先進事例の情報発信を行い、先進事例の水平展開も推進する。さらに、都市間連携等の推進のため、「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期ビッグデータ・AIを活用したサイバー空間基盤技術におけるアーキテクチャ構築及び実証研究」事業の成果であるスマートシティリファレンスアーキテクチャを踏まえた取組を関係府省一体となって推進する。

l) 地域におけるIoT/ICTを活用した観光クラウドシステムの普及展開

地方公共団体や観光事業者等の関係者間で地域の観光に関する情報の蓄積・分析・共有やその結果を基にした観光案内、行程提案、混雑情報等の観光客への提供をクラウドシステムを活用して行うことで誘客、周遊、地域での消費を促進する。

(3) チケット購入環境の整備等による体験型観光の充実

体験型観光の充実及び日本滞在中の気軽なエンターテインメントコンテンツ鑑賞機会の提供に向け、訪日外国人旅行者のチケット購入環境を整備する。あわせて劇場、音楽堂、美術館、博物館等のチケット購入経路を改善するため、チケット購入の容易化の方向性をとりまとめ、関係事業者に周知する。

(4) 「道の駅」を核とした地域振興

a) 重点「道の駅」における支援

重点「道の駅」において、次世代観光拠点の形成の取組等を関係機関が連携して重点的に支援するため、複数の関係機関の制度の活用等について、協議会等を通じ、ワンストップで相談対応等を行う。

b) 農林漁業者と観光事業者等との連携による6次産業化の推進

「地方創生・観光を加速する拠点」となるため、「道の駅」において、周辺の農林漁業者等と連携しながら地域の特産品を活用した商品の開発・販売等6次産業化を促進するとともに、あらゆる世代が利用できる地域センターとしての機能を強化する。

c) 着地型旅行商品の販売

「道の駅」が旅行者となり着地型旅行商品の販売を自ら行うとともに、民間企業や観光地域づくり法人（DMO）、風景街道等と連携した取組を進めることにより、「地方創生・地域の観光を加速する拠点」としての機能強化を図る。

d) 地域における「道の駅」のインバウンド受入拠点機能の強化

訪日外国人旅行者のFIT（個人旅行）化が進み、レンタカーの利用率も増加傾向にある中、「道の駅」における地域の観光拠点機能の充実及び消費拡大を図るべく、訪日外国人利用者の利用が多い、又は今後の増加が見込まれる「道の駅」を中心に、多言語対応やキャッシュレス決済環境、外国人観光案内所の整備等のインバウンド対応に係る取組を集中的に支援する。

(5) 日本の良好な治安等を体感できる環境整備**a) 防犯・防災等に資する情報のインバウンド対応の強化**

訪日外国人旅行者等と警察職員とのコミュニケーションを支援するため、多言語翻訳機能を備えた機器等を活用する。また、外国語による対応が可能な警察職員の配置、語学研修をはじめとする各種教養の実施に努める。

また、遺失届・拾得物の受理時等の各種手続に係る外国語による対応の促進、防災・防犯等に資する情報の外国語による提供に努め、訪日外国人旅行者等が容易に各種情報等を入手できる環境整備を強化する。

さらに、「東京2020大会」開催前や開催中に首都直下地震や水害等の大規模災害が発生することも想定し、平時より海外や国内に対し、適切な情報発信を行うことが重要であり、大会の開催を支えるため、国土交通省及び関係機関の防災情報提供ツールを一元化し、多言語化やスマートフォン対応により、容易に防災情報等を入手できる「防災ポータル/Disaster Prevention Portal」について、2020年度（令和2年度）も引き続き新たな防災情報や多言語対応サイトを追加するなどのコンテンツの充実を図る。

加えて、国土交通省ウェブサイトにおいて、英語により雨の状況や川の水位、カメラ映像等をリアルタイムで提供している「川の防災情報 英語版（試行版）」について、訪日外国人旅行者が避難に必要な情報をいち早く入手し、主体的な避難につながるよう引き続き運用する。

あわせて、訪日外国人旅行者等が容易に我が国警察に係る制度、活動等に関する情報を入手できるようにするため、ウェブサイトを見直すとともに、防犯・交通安全に関する情報や警察が所管する各種規制に関する情報等について、外国語による掲載情報の拡充を図るなど、情報発信を強化する。

また、全都道府県において、日本語を解さない外国人からの110番通報の際に警察本部の通信指令室と通訳人を交えて三者で通話を行う三者通話システムの運用が行われているところ、緊急時に三者通話システムの活用が迅速かつ適切に行われるよう訓練を継続的に行い、三者通話に対応可能な通訳人の拡充に努める。

さらに、外国人からの119番通報時及び外国人のいる救急現場での活動時等において、電話通訳センターを介して、主要な言語で、24時間365日迅速かつ的確に対応するため、三者間同時通訳による多言語対応体制が2020年（令和2年）までに全ての消防本部で導入されるよう推進する。

b) 救急活動時における多言語音声翻訳アプリの活用促進

救急現場で救急隊員が外国人傷病者に対して円滑なコミュニケーションをとれるよう、救急隊向けに開発した「救急ボイストラ」等の多言語音声翻訳アプリの普及促進を行う。全国の消防本部での導入状況調査（2020年（令和2年）6月、2021年（令和3年）1月）や活用実績調査（2021年（令和3年）1月）を実施するとともに、未導入消防本部におけるアプリ導入に係る課題を抽出し、対応する。

c) 熱中症対応も含めた救急車利用ガイドの提供

7言語に対応した「訪日外国人のための救急車利用ガイド（多言語版）」について、活用状況調査の結果を踏まえ、各消防本部に対し先進的な広報の方法に関する情報提供を行うとともに、引き続き、活用状況調査、関係省庁と連携した効果的な広報を実施する。

また、日本の暑さに慣れていない外国人等が熱中症の予防や対処を適切に行うことができるよう、引き続き、「東京2020大会」に向け、関係府省庁等と連携して、訪日外国人旅行者等に対してウェブサイトやリーフレット等で熱中症等関連情報を発信するとともに、「Safety tips（災害時情報提供アプリ）」を通じてプッシュ型による熱中症等関連情報の発信を行うなど周知の強化を図る。

d) 防災・気象情報の多言語化

14箇国語で作成した防災・気象情報に関する多言語辞書について、民間事業者のウェブサイトやアプリ等で活用を促す。

14箇国語に拡充した「Safety tips（災害時情報提供アプリ）」や防災・気象情報を多言語で発信できるウェブサイト（気象庁ウェブサイト等）について、日本政府観光局や出入国在留管理庁のウェブサイト等で案内を掲載するなど、外国人が安心して観光・滞在できる環境を整備する。

e) 非常時における訪日外国人旅行者の安全・安心の確保に向けた取組強化

2019年度（令和元年度）に実施した「非常時における外国人旅行者の安全・安心の確保に向けた検討会」のとりまとめで示された方針に沿って、訪日外国人旅行者に対する情報発信について、「伝わる表現」のテンプレートとなる用語集を作成するとともに、現地対応について、地方公共団体等で作成する訪日外国人旅行者対応マニュアルの項目等を定めた指針を示す。

f) 多言語による情報伝達の優れた事例等の全国での共有

「東京2020大会」の開催に向け、「小売業の多言語対応ガイドライン」の現場における認知・活用の促進をはじめとする「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会」を通じた取組を推進することにより、大会後も見据えた更なる多言語対応を推進する。

g) 災害時における旅行者の避難受入等に対する協力要請

宿泊施設を避難所として迅速に活用することができるよう、宿泊関係団体と地方公共団体の避難者受入に関する協定の締結を促すとともに、協定締結等に向けた協議依頼があった場合は積極的に応じるよう要請する。

h) 訪日外国人旅行者の国内における消費活動に係る相談体制の強化

2019年度（令和元年度）に引き続き、2020年度（令和2年度）も「地方消費者行政強化交付金」の活用等により、訪日外国人等の消費の安全の確保のため、地域における消費生活相談に係る体制の充実を図っていく。

また、国民生活センターの「訪日観光客消費者ホットライン」において、訪日外国人旅行者の消費者トラブルへの相談対応を行うとともに、訪日外国人旅行者が遭いやすい消費者トラブルについて、観光庁・日本政府観光局等の関係機関の協力を得つつ、多言語での情報提供を行う。さらに、相談対応及び情報提供の対応言語の拡大を図る。

i) 外国人運転者にも分かりやすい道路標識の整備

英語を併記した規制標識「一時停止」等、国民と訪日外国人の双方にとって分かりやすい道路標識を更新等に合わせて順次整備する。

j) プッシュ型の洪水情報の配信の推進

水災害時の円滑かつ迅速な避難を可能とするため、国内旅行者が避難に必要な情報をいち早く入手し、主体的な避難につながるよう、スマートフォンを活用したプッシュ型の洪水情報提供について、迅速かつ適切に配信できるよう運用を図る。

(6) 景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上**a) 景観計画等の策定促進及び無電柱化の推進****①景観計画策定や建築物等の改修・除却支援による魅力ある観光地づくりの推進**

市区町村による景観計画の策定等を支援する「景観改善推進事業」の実施等を通じ、主要な観光地における景観計画や歴史的風致維持向上計画の策定を促進し、国内外の観光客にとって魅力ある観光地づくりを推進する。

また、観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的なまちなみ全体の質を向上させるため、歴史的なまちなみを阻害する建築物等の美装化・除却に対して支援を行い、訪日外国人旅行者の満足度の向上を図る。

②「居心地が良く歩きたくなる」まちなかでの景観形成を促進

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを支援する「まちなかウォークブル推進事業」(2020年度(令和2年度)創設)等を活用し、景観の優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上を図る。

③無電柱化の推進

観光地等における良好な景観の形成や観光振興のため、無電柱化推進計画に基づき、個別補助制度の創設による地方公共団体への支援、緊急輸送道路や幅員が著しく狭い歩道等の新設電柱の占用禁止、既設電柱の占用制限、低コスト手法の普及拡大、事業のスピードアップ等を図ることにより、歴史まちづくり法の重点区域等で無電柱化を推進する。

b) 国営公園の魅力的な景観等の活用

国営公園における魅力的な景観等の観光資源を活用するため、案内サインや発券機の多言語化等の環境整備、周辺観光資源と連携した訪日外国人旅行者向けガイドツアーの開催、海外への情報発信等を実施する。また、国営公園事業である首里城の復元に向けた取組を進める。

c) 美しい自然・景観等の観光への活用**①森林景観を生かした観光資源の整備**

国有林野の「レクリエーションの森」のうち、特に観光資源としての活用の推進が期待される「日本美しの森 お薦め国有林」について、訪日外国人旅行者を含む利用者の増加のため、引き続き、ウェブサイト等による魅力発信のほか、案内看板の多言語化、歩道整備等の重点的な環境整備や既存施設のレベルアップに取り組む。あわせて、さらに多くの人に関心を持ってもらうため、その魅力を伝える動画を国内外に向けて発信する。

②「日本風景街道」の取組等の推進

「日本風景街道」の取組を通じ、道路管理者と市民団体等が協働して沿道景観を美しくする活動を実施するとともに、地域情報の発信等を行う「道の駅」等の地域の拠点との連携による相互の魅力及び価値の向上に取り組むことにより、地域活性化や観光振興を図る。

③超小型モビリティの導入促進

分散した観光資源間を周遊する際の移動円滑化を推進するため、「地域と共生する超小型モビリティ勉強会とりまとめ」を踏まえて、引き続き、環境性能に優れた1人から2人乗り程度の「超小型モビリティ」の導入を促進する。

④離島・半島の地域資源を活用した新たな観光振興

離島・半島地域にある資源を活用した新たな観光振興を図る。特に、離島では離島地域にある資源を活用し、未来を担う子ども・若者や訪日外国人旅行者らが離島へ向かう流れをつくる「島風構想」を推進する。そのため、ウェブサイト、SNS等を活用して離島の情報を発信するなどの来島者を呼び込む取組を実施する地方公共団体を継続的に支援する。

⑤奄美群島及び小笠原諸島における観光等産業の振興

奄美群島及び小笠原諸島の特性を最大限に生かした観光の振興に関する地域の主体的な取組を支援する。奄美群島においては、奄美・沖縄の世界自然遺産登録を見据え、奄美らしい滞在型観光等の促進や奄美群島と国内外の地域との戦略的な交流促進等、関係地方公共団体が実施する各種施策に対して支援を行う。また、小笠原諸島においては、港湾の整備、自然公園の施設整備・改修、自然ガイドの育成、訪日外国人旅行者の実態やニーズの調査等、関係地方公共団体が実施する各種施策に対して支援を行う。

⑥河川空間とまち空間の融合による良好な空間の形成

「河川敷地占用許可準則」の緩和措置や「かわまちづくり支援制度」等により、河川区域における民間事業者によるオープンカフェや川床の設置等を制度面から支援し、河川空間とまち空間の融合による良好な水辺空間の形成を推進する。

d) 明治記念大磯邸園の整備の推進

「明治150年」関連施策の一環として、神奈川県大磯町において明治記念大磯邸園の整備を推進する。旧滄浪閣を中心とする建物群及び緑地の保全・活用を図るため、「明治記念大磯邸園有識者委員会」における本邸園の設計等の議論を踏まえ、段階的な整備に向けた検討を行うとともに、2020年（令和2年）夏頃を目処に、先行的に旧大隈別邸及び陸奥別邸跡の庭園等の一部区域の公開を目指す。

(7) 民間のまちづくり活動等による「観光・まち一体再生」の推進

a) 観光バスの駐停車対策

地域が行う道路外における「空き空間」を有効活用した観光バスの駐停車スペースの確保に関する取組について、引き続き支援する。

また、容積率緩和制度も活用し民間都市開発におけるバス乗降場の一体的整備を推進する。

b) 都市公園内に設置される民間施設からの収益を公園管理費に充当する仕組みの構築

公募設置管理制度（Park-PFI）等の普及啓発等を通じ、民間資金を活用した都市公園の整備等を推進する。

c) 都市公園内への観光案内所等の設置促進

観光案内所等を都市公園内に設置できる占用特例制度の活用を図り、地域の魅力や回遊性の向上を促進する。

d) 会議施設等の整備への支援

グローバル企業のビジネス活動を支える国際競争力強化施設の整備に対する補助制度や、これらの施設に対する民間都市開発推進機構による金融支援制度をより一層活用し、我が国の大都市の国際競争力の強化を図る。

e) 拠点駅及びその周辺における統一的な案内サインの整備等の支援

拠点駅及びその周辺を対象に、関連する地方公共団体、交通事業者及び都市開発事業者からなる協議会に対し、統一的な案内サインの整備等を支援し、分かりやすく使いやすい歩行空間のネットワーク等の構築を促進する。

f) 日本の都市の魅力を海外に発信する取組の推進

インバウンド需要の取り込み、都市開発の海外展開につなげるため、日本の都市の魅力の発信を推進する。

g) 道路空間と観光の連携の推進

人々が集い、多様な活動を繰り広げる、賑わいのある道路空間を構築するための指定制度の創設や道路空間の再構築等により、利便性や快適性の向上を図り、地域の観光資源を生かした賑わいの場を創出する。また、道路協力団体等、道路空間を利活用する団体との連携を推進し、道路空間の更なる魅力向上を図る。

h) 文化観光を推進するための受入環境整備

文化についての理解を深めることを目的とする観光を推進するため、2020年（令和2年）5月より施行された「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号）」に基づく措置と連携し、博物館、美術館等を含む地域における多言語対応、Wi-Fi・キャッシュレスの整備、バリアフリー化等を支援する。

(8) 宿泊業の生産性向上推進

宿泊施設の生産性向上を支援するため、マルチタスク導入等をテーマにしたシンポジウムを全国で実施するほか、宿泊事業者向けに生産性向上の取組・手順をまとめたガイドラインを作成し、労働投入量削減等を通じた生産性向上を推進する。また、地方部における宿泊施設の生産性向上を図るため、宿泊業に向けて労働力を融通させる仕組みの創出に向けたモデル事業を実施し、宿泊施設等の連携による生産性向上を推進する。

(9) 中小企業の多言語化を中心としたIT化の推進

ITツール、ソフトウェア等の導入支援により、中小企業者による顧客へのサービス充実・利便性の向上、バックオフィス業務の効率化等を通じた生産性向上を実現する。

(10) 産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成・強化

a) 観光経営を担う人材育成

観光産業をリードするトップレベルの経営人材の継続的な育成の強化を図るため、産学連携による協議会において、2018年（平成30年）4月に設置・開学した一橋大学及び京都大学の観光MBAの取組内容の観光系大学への横展開を図るとともに、観光MBA取得者の活躍促進等を含めた仕組みづくり等、観光人材の国際対応力及び経営力等の強化に向けた取組を進める。

b) 観光の中核を担う人材育成の強化

地域観光の中核を担う人材育成の強化を図るため、2019年度（令和元年度）までに実施してきた社会人の学び直しのための教育プログラムをブラッシュアップさせ、複数の地域大学へ水平展開を図るとともに、自立かつ持続的なプログラム実施の仕組みづくりに向け、産学連携による協力体制の構築・運営を支援する。また、産学連携による観光産業の中核人材育成・強化事業の2018年度（平成30年度）以前の採択校に対し、受講生の受講後の効果を測る調査を行い、結果をとりまとめる。

さらに、観光分野も含め、専門職大学等（専門職短期大学・専門職学科を含む。）の教育の充実に向けて、専門職大学等の設置を検討している者に対し、設置に向けた相談等に丁寧に対応するほか、進学を志望する生徒や保護者、高校教員をはじめ広く社会において専門職大学制度が認知されるよう、ウェブサイト、ポスター・パンフレット、動画配信等による広報活動を引き続き行う。

c) 即戦力となる地域の実践的な観光人材の育成強化

今後も更なる需要の増加が見込まれる、観光産業における即戦力となる実務人材を確保するため、地域一体での共同採用活動や従来型の勤務態勢の見直し等による女性・シニア・就職氷河期世代等の人材確保・定着に向けた取組を支援する。また、2019年（平成31年）4月1日に施行された「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）」に基づき、宿泊業における外国人材の採用、活用、維持等が円滑に進むよう、外国人材受入環境整備の促進を図る。

さらに、観光客数が増加し続ける沖縄県において、「観光の質向上」と「観光業の生産性向上」の実現のために、専修学校と産業界が連携し、観光業従事者を対象としたビッグデータに対応した観光人材育成プログラムの開発を行う。

d) 国家戦略特別区域制度を活用したクールジャパン・インバウンド外国専門人材の就労促進

国家戦略特別区域会議において、関係地方公共団体からの提案に基づき、上陸許可基準で求められる学歴や実務経験要件の代替措置について関係府省が一体となって協議・検討を行い、訪日外国人旅行者等を含む消費者向けサービス分野において、クールジャパン外国人材の一層の受入を図っていく。

(11) 宿泊施設不足の早急な解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供

a) 旅館等に対するインバウンド対応支援

旅館、ホテル等宿泊施設におけるインバウンド対応を支援（費用の1/3を補助（上限150万円））することにより、訪日外国人旅行者の滞在時の快適性向上を通じて、多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供を促進する。

b) 多様な宿泊サービスの提供促進

業界団体や宿泊事業者、OTAに対し、2018年度（平成30年度）に構築した「旅館」に関するFAQサイトの周知を図るとともに、効果検証で得られた情報を共有する。また、宿泊施設のインバウンド対応促進支援（Wi-Fi環境整備、多言語化対応等に係る整備事業に要する経費の1/3を補助（上限150万円））を行う。

c) 海外ホテル事業者等の日本進出支援

日本貿易振興機構（JETRO）において、海外及び既に日本に進出している外資系の有望な観光関連企業（LCC、ホテル、ツアーオペレーター等）に対する、市場情報や日本企業とのビジネス機会等の提供、地域の情報発信や企業招へい等地方公共団体との連携による誘致活動を通じて、日本への進出・事業拡大を支援する。特に、ポテンシャルを有する地域への進出に向け、外資系企業との連携・協業に意欲のある地方公共団体との連携による誘致活動を強化する。

d) 宿泊施設等のバリアフリー化促進

「東京2020大会」も見据えた、宿泊施設のバリアフリー化支援やバリアフリー情報発信の促進等により、高齢者・障害者等を含めた訪日外国人旅行者の滞在時の快適性向上を通じて、多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供を促進する。

e) 日本旅館の生産性向上・インバウンド対応の強化等を加速するための新たなビジネスモデルの構築

日本旅館の生産性向上・インバウンド対応の強化等を加速するため、関係機関とも連携し、経営マネジメント能力の高度化、旅館産業における新陳代謝の促進や共通オペレーションプラットフォームの導入等に取り組む。

f) 地域への誘客力を備えた世界レベルの宿泊施設整備の促進及び富裕層対応人材の育成

関係機関と連携し、地域への誘客力を備えた世界レベルの宿泊施設整備の促進を図るとともに、宿泊施設等における富裕層対応人材の確保・育成に係る取組を進める。

(12) 「東京2020大会」に向けたユニバーサルデザインの推進**a) 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づく施策の展開**

「東京2020大会」会場や観光施設と周辺の駅を結ぶ道路について、東京都、特別区等と連携して重点整備区間を連続的・面的にバリアフリー化を推進する。

また、アクセシブルルートに係る鉄軌道駅をはじめとする「東京2020大会」関連駅について、国際パラリンピック委員会（IPC）が承認した「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」を踏まえ、エレベーターの増設・大型化やホームドアの整備等のバリアフリー化を重点支援する。

さらに、認知症の対応のための交通事業者向け接遇ガイドラインを作成・周知し、事業者による研修の充実及び適切な接遇の実施を推進する。

b) ユニバーサルデザインの街づくり**① ユニバーサルデザインの街づくりの推進**

第201回国会において「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」の改正法が成立したことを踏まえ、関係制度、関連施策の見直し等を行い、ユ

ユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーを推進する。また、2020年度（令和2年度）末で期限を迎えるバリアフリー法に基づく基本方針に定められた整備目標の見直しを行う。

②道路におけるバリアフリー化の推進

道路の新設又は改築を行う際に道路移動等円滑化基準に適合させなければならない特定道路について、全国の主要鉄道駅や観光地周辺等を対象に指定を拡大し、全ての人がスムーズに移動できる面的なバリアフリー化を推進する。

また、交通結節点整備に併せて、待ち合わせ空間等、利用しやすい道路空間の整備を促進する。さらに、高速道路のサービスエリア、国が整備した「道の駅」において、2021年度（令和3年度）を目途に子育て支援施設の整備を完了させる。

加えて、鉄軌道駅における自由通路や駅前広場の整備及び乗継のための歩行空間のユニバーサルデザイン化を図るもので、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」に基づく移動等円滑化促進方針又は基本構想に位置付けられた地区、もしくは国土交通大臣が指定する特定道路を対象に重点支援する。

③共生社会における車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の利用マナー啓発活動の推進

第201回国会において「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」を改正し、障害者用トイレ等の高齢者障害者等用施設等の利用について、施設設置管理者等に広報活動及び啓発活動を行う努力義務が課されることを踏まえ、車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の利用マナー啓発キャンペーン等を実施し、真に必要な方が利用しやすい環境の整備を推進する。

④観光スポットのバリアフリー化促進

高齢者、障害者等である訪日外国人旅行者が我が国を安心して旅行できる環境を整備するため、訪日外国人旅行者の来訪が多い観光地等において、当該観光地等を代表する観光スポットにおけるバリアフリー化を推進する。また、様々な場面でのバリアフリー化の取組を推進すべく、宿泊・飲食・小売分野を中心に、各事業者が取り込み易くかつ効果が高い事例等を関係者に対し広く周知を図る。あわせて、ピクトグラムの活用等、施設選択に資する客観的な情報発信を促す。

⑤観光施設におけるバリアフリー情報提供の促進

宿泊施設や飲食店等の観光施設について、バリアフリー情報の提供を促進する仕組みを創設する。

⑥観光地のバリアフリー情報提供の促進

観光地のバリアフリー情報提供の促進に向け、「観光地におけるバリアフリー情報提供のためのマニュアル」の普及を図る。

⑦鉄道におけるバリアフリー化の推進

「鉄道における車椅子利用環境改善に向けた実務調整会議」のとりまとめを受け、予約時の利便性向上等、車椅子利用環境改善に向けた取組を推進する。また、2020年（令和2年）3月に公表した「新幹線の新たなバリアフリー対策について（中間とりまとめ）」に基づき、新幹線における車椅子利用環境改善の取組を推進する。

⑧図柄入りナンバープレート制度の活用

「東京2020大会」特別仕様ナンバープレートの普及を促進するとともに、同ナンバープレートの寄付金を活用したUD（ユニバーサルデザイン）タクシー等の整備促進・利便性向上を推進する。

⑨道路案内標識改善の推進

北海道、宮城県、福島県、茨城県、東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県及び静岡県の各道路標識適正化委員会において策定した「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた道路標識改善の取組方針」に基づき、大会までの標識の改善完了に向け、施設周辺エリア、主要な観光地、これらを結ぶ直轄国道等において、英語表記改善、路線番号の活用、ピクトグラム・反転文字の活用、通称名表記・文字サイズ拡大、歩行者系標識の充実等による道路案内標識の改善を推進する。さらに、全国にもインバウンド効果を波及させるため、全国の標識適正化委員会で策定した標識改善の取組方針や英語表記規定に基づき、道路標識の改善を推進する。

c) ユニバーサルツーリズムの促進

高齢者、障害者等の旅行の利便性向上を目的に、旅行会社等と連携し、移動や食事・トイレ等の手伝いを現地において容易に確保できるサポート体制を確立するための事業を実施する。

d) ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進

ユニバーサル社会の構築に向け、屋内外シームレスな電子地図や屋内測位環境等の空間情報インフラの整備・活用、移動に資するデータのオープンデータ化等を推進し、民間事業者等がICTを活用した多様な歩行者移動支援サービスを提供できる環境整備を推進する。特に、施設や経路のバリアフリー情報等の移動に必要なデータを多方面で活用する手法等を検討するほか、民間事業者等との連携強化により移動支援サービスの普及を促進する。

e) 障害者の文化・芸術活動支援

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）」に基づき、2019年（平成31年）3月に策定した「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」の下、文化芸術を鑑賞、創造、発表する機会を確保するなど障害者の文化芸術活動の充実に向けた支援に取り組む。

また、障害者の文化芸術活動の更なる振興を図ることにより、現在生じている文化芸術活動への参加や創造における物理的・心理的障壁を取り除き、障害の有無に関わらず、誰もが多様な選択肢を持ち、才能や個性を生かして活躍することのできる社会を築いていく。

(13) 地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統工芸品等の消費拡大

a) 地方における消費税免税店数の増加

地方における消費税免税店数は、2019年（令和元年）10月1日時点で19,883店となった。引き続き、事業者等への免税店化の働きかけ等の取組を進め、免税店の拡大に取り組む。また、2020年（令和2年）4月より電子化が開始された免税販売手続について、完全電子化される2021年（令和3年）10月までに円滑な移行ができるよう、引き続き、事業者等へ周知や支援を行う。

b) 商店街等に対する支援

商店街等において、地域と連携し、近年大きな伸びを示しているインバウンドや観光等の新たな需要を効果的に取り込むために行う、免税対応施設やWi-Fi設備、ゲストハウスの整備、店舗の多言語化といった商店街等の環境整備等について、消費の喚起につなげる取組に対して支援を行う。

c) 優れた地方産品等の活用による地方への誘客

民間企業が実施している優れた地方産品を約500品目選定する「The Wonder 500」事業の実施に協力する。同事業事務局が実施する事業を通じて日本の地域資源の海外への発信や訪日外国人旅行者の消費につなげる。

d) 伝統的工芸品産地への訪日外国人旅行者の受入促進

経済産業省が一般財団法人 伝統的工芸品産業振興協会を通じて行う伝統的工芸品産業振興事業の中で、製作現場等の見学、製作体験、映像資料等を通じて、訪日外国人旅行者等に対して伝統的工芸品の魅力を発信し、製品の購買のみならず、産地への訪問を促す取組を支援する。(外国人の受入可能な伝統的工芸品産地は2020年(令和2年)2月末現在で57箇所)

e) 保税売店の市中展開による買い物の魅力の向上

関税、酒税、たばこ税及び消費税の免税を受けることができる保税売店について、これまで羽田空港、成田空港及び福岡空港内のカウンターで商品引渡しが行われる店舗が開業するなど市中展開が進んでいるところ、引き続き保税売店で販売した商品の引渡しが可能な空港内カウンターの利便性の向上を図る。

f) 消費や投資を促進する観光地高度化計画の推進

2018年(平成30年)に実施した補助事業の発展版として2019年度(令和元年度)にはスマートリゾート戦略の策定を行ったが、2020年度(令和2年度)においてはこれをウェブサイトにて公開することによって周知を行い、水平展開の促進を図る。

2 交通機関

(1) 「地方創生回廊」の完備

a) 新幹線・高速道路等の高速交通網の活用

① 「ジャパン・レールパス」の購入環境整備

国内販売箇所を拡大した「ジャパン・レールパス」について、インターネット予約を可能にする、磁気券化するなど訪日外国人旅行者が購入しやすい環境の整備を促進する。

② 日本版MaaSの推進及び企画乗車券の造成・販売の促進

公共交通機関による観光地での周遊・観光消費の増加を促す仕組み(MaaS等)の構築推進に加え、公共交通機関のデータ化、キャッシュレス化及びAIオンデマンド交通等の新型輸送サービスの導入への支援により、観光地の移動手段の確保・充実等を通じた観光周遊や観光消費の増加を促進する。

また、訪日外国人旅行者の誘客を推進するため、「TOKYO SUPPORTERS PASS」をはじめとした、訪日外国人旅行者向けの企画乗車券の造成・販売を促進する。

③ 新幹線全駅の観光拠点としての機能強化

新幹線全駅(108駅)の観光拠点としての機能強化を図るため、地方運輸局と連携し、地方公共団体、観光協会、関係鉄道事業者等の調整等により、日本政府観光局が実施している外国人観光案内所としての上位の認定の取得、コインロッカーの整備、主要新幹線駅を中心とした手ぶら観光カウンターの設置等を促進する。

④ バスタプロジェクト(集約公共交通ターミナル)の全国展開

バスタ新宿、品川駅、神戸三宮等をはじめとする、道路事業による戦略的な集約公共交通ター

ミナル「バスタプロジェクト」の全国展開を推進する。その際、官民連携での整備・運営管理を可能とする事業スキームを活用しつつ、MaaS等の新たなモビリティサービスにも対応可能な施設とする。

⑤「高速道路ナンバリング」の整備推進

訪日外国人旅行者をはじめ、全ての利用者に分かりやすい道案内を実現するため、高速道路の路線名に併せて路線番号を用いて案内する「高速道路ナンバリング」を導入し、ナンバリング対応標識の「東京2020大会」までの整備完了に向け、全国の高速道路等において整備を推進する。

⑥道路案内標識における英語表記改善

道路案内標識について、鉄道駅やバスターミナル等の交通結節点において他の機関が設置する案内看板と連携した案内標識の設置、歩道に設置された道路案内標識を中心に英語表記の改善・充実を図る。また、交通結節点や観光地等での分かりやすい道案内のため、歩行者向けの地図標識の設置、QRコードの貼付等による周辺施設案内の充実を図る。

さらに、道路案内標識と国土地理院が公開した英語版地図（2.5万分の1等）における道路関連施設や山等の自然地名の英語表記の整合を図るため、各都道府県の道路標識適正化委員会において観光関係者を含む関係機関と調整しつつ英語表記の原案を作成するとともに、国土地理院と地図について調整を実施する。

⑦交差点名標識への観光地名称の表示

観光地に隣接する又は観光地へのアクセス道路の入口となる交差点の交差点名標識に観光地名称を表示することにより、旅行者にとって観光地への分かりやすい案内となるよう、道路標識適正化委員会にて調整し、標識が改善されるよう全国的に推進する。

⑧規制の弾力化等を通じた多様なアクセス交通の実現

インバウンドをはじめとする観光需要が見込まれ、周辺の旅客船事業者が悪影響を及ぼさないと認められる航路において、旅客船事業の制度運用を弾力化する「インバウンド船旅振興制度」により、旅客船事業における新規航路開設等の新サービス創出の支援を行う（2019年度（令和元年度）承認等実績5件）。

また、国家戦略特区内において自家用有償観光旅客等運送事業を適切に活用し、過疎地域等での観光客を中心とした移動ニーズに対応する取組を進める。

b) 訪日外国人旅行者向け周遊ドライブパスの充実

訪日外国人旅行者の地方部への誘客のため、高速道路会社等が、国、地方公共団体、レンタカー事業者等と連携して、乗降自由な訪日外国人旅行者向け周遊定額パス等の企画割引について、利用状況の分析等を行い、利用促進を図る。

c) 中山間地域における「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスの実証実験

中山間地域における「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスについて、実証実験結果を踏まえ2019年（令和元年）11月から秋田県の道の駅「かみこあに」において社会実装を開始した。その他の地域でも、長期（約1～2箇月）の実証実験を実施するとともに、準備の整った箇所から順次、社会実装を実現していく。

d) 訪日外国人レンタカーピンポイント事故対策

訪日外国人のレンタカー利用による事故の減少に向け、国際空港周辺から出発する訪日外国人

等が運転するレンタカーのETC2.0データ等のビッグデータを活用したピンポイント事故対策に関する資料等を作成し、地域の取組を促進する。

e) 訪日外国人旅行者のレンタカー利用時における安全性及び利便性の向上

訪日外国人が運転するレンタカーによる交通事故が増加していること等を踏まえ、関係機関・団体と連携し、安全運転啓発動画の活用等により訪日外国人に対する我が国の交通ルール等に関する広報啓発活動を実施する。また、訪日外国人がレンタカー等を運転する際に必要となる外国運転免許証に添付する日本語の翻訳文入手に関し、関係機関等と連携しつつ、更なる利便性の向上を図る。さらに、観光庁主催の「訪日外国人旅行者のレンタカー利用促進に向けた検討会」において策定されたガイドラインを踏まえ、訪日外国人旅行者がストレスなく快適にレンタカーを利用できる環境を整備する。

f) 道外事業者との連携による北海道での観光列車の充実

北海道において、道内外の事業者が連携して、例年観光のピークを迎える夏に観光列車の運行を実施する。

g) 訪日外国人旅行者を対象とした地方部における鉄道利用促進

「外国人観光旅客を対象とした地方部における鉄道利用促進に向けたガイドライン」を公共交通事業者・地方公共団体・観光地域づくり法人（DMO）等に配布し周知の徹底を図る。また、受入環境整備支援や日本政府観光局と連携したプロモーションを併せて実施し、地方鉄道事業者のみならず沿線関係者が一体となった地域への誘客促進に向けた取組を加速させる。

h) 地域の多様な主体の連携による観光地までの交通アクセスの充実・創出の推進

地方部への訪日外国人旅行者誘致の加速化に向け、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させる。

i) 自家用有償旅客運送の実施の円滑化

自家用有償旅客運送の輸送対象として観光客を明確化することにより、地域の観光資源へのアクセスの充実を図る。

j) 北方領土隣接地域への訪日外国人旅行者の周遊促進

北方領土隣接地域の観光振興を図るため、観光地・食・文化等の観光情報と安全・安心なドライブに役立つ情報をスマホアプリ等により多言語で一元的に発信し、周辺地域と連携した広域的な訪日外国人旅行者の周遊を促進する。

k) 北海道ドライブ観光促進プラットフォームの取組

官民一体（観光・交通関係団体、行政等）となった「北海道ドライブ観光促進プラットフォーム」を組織し、来道外国人ドライブ観光客の移動経路等のGPSデータを継続的に把握・共有・活用することにより、オール北海道で来道外国人ドライブ観光を促進する。

(2) 公共交通利用環境の革新

a) 訪日外国人旅行者が安心して利用できる公共交通利用環境の実現に向けた取組

① 主要な公共交通機関の海外インターネット予約の促進

各鉄道事業者の特急等の海外インターネット予約について、インターネット予約環境の一層の充実やキャッシュレス化を推進する。

② 日本版 MaaS の推進

【再掲】第IV部第2章第1節2（1）a②

③ 都市交通ナンバリングの充実

訪日外国人旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できるよう、観光地までの移動円滑化等を図るため、首都圏、中京圏、近畿圏、北部九州圏等で導入が進んでいる鉄道駅のナンバリングについて、他の都市部及び地方部においても展開を進め、更なる訪日外国人旅行者の利便性の向上を図る。

また、全ての利用者に分かりやすいバス系統案内を実現する観点から、2018年（平成30年）10月に策定した「乗合バスの運行系統のナンバリング等に関するガイドライン」について、事業者、地方公共団体等の関係者へ周知を図る。

④ 世界水準のタクシーサービスの充実

日本の配車アプリの多言語化を進めるとともに、日本のタクシー・配車アプリと海外配車アプリの連携を強化し、訪日外国人が母国と同じようにタクシーを利用できる環境を整備する。

また、外国語対応ドライバーの採用・育成や多言語タブレット等の活用を促進するとともに、キャッシュレス決済への対応を推進することで、言語・決済に不安なくタクシーを利用できる環境を整備する。

さらに、言語・決済に不安なく利用できるタクシーの車体表示等の見える化を検討するとともに、空港・主要駅における訪日外国人対応タクシー乗り場・入構レーンの設置等により、空港・主要駅での利用環境の向上を図る。

⑤ ユニバーサルデザインタクシー等の導入促進

バリアフリー化したタクシー車両の導入を促進する。特にUD（ユニバーサルデザイン）タクシーについて必要な支援を行う。

⑥ プライベートリムジンの導入環境整備

訪日外国人旅行者等をターゲットにした「プライベートリムジン」を全国で実施するために、認定制度を導入し、普及促進を図る。

b) 手ぶら観光の普及・促進

訪日外国人旅行者の利便性向上による地方誘客及び消費喚起を図ることに加え、公共交通機関における混雑等のオーバーツーリズムに関する課題に対応するため、手ぶら観光カウンターの機能向上に対する支援も活用することで、手ぶら観光サービスの利用手続の簡便化等を図るとともに、観光地の「まちあるき」の満足度向上等に資する認定手ぶら観光カウンター（免税品の海外直送サービスが可能な手ぶら観光カウンターも含む。）を増加させることにより、取扱個数を増加させる。

c) 新幹線の無料Wi-Fi環境等の整備促進

訪日外国人旅行者のニーズが高く、移動時間中の情報収集に有意義な鉄道車両の無料Wi-Fiサービスについて、訪日外国人旅行者の利用が多い在来線特急でもサービスの提供を拡充する。また、新幹線車両等のトイレの洋式化や大型荷物置き場の設置を促進する。

d) 訪日外国人旅行者のストレスフリーな交通利用環境の実現

地方部への訪日外国人旅行者誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの公共交通機関の利用環境を刷新するため、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に進めるほか、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させるなどにより、シームレスで一貫した世界水準の交通サービスを実現する。地域鉄道等の公共交通機関の利用環境について、2021年度（令和3年度）までに全国300線区を抜本的に改善する。

また、「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第15号）」に基づき、観光庁長官が指定した区間において事業を営営する公共交通事業者等による外国人観光旅客利便増進実施計画をとりまとめ、公共交通事業者等の計画的なインバウンド対応を促進する。さらに、同年度末には利用動態等を踏まえた指定区間や実施計画の見直しを実施することで、2021年度（令和3年度）以降の継続的な対応を促す。

e) 訪日外国人旅行者の移動に関するデータ（FF-Data）の整備

訪日外国人旅行者の国内訪問地間の移動や利用交通機関等の実態が把握可能なデータ（FF-Data）を整備し、地方公共団体等に提供する。また、国内訪問地情報の細分化等、利用者ニーズに応じて提供データ内容の拡充を図り、更なる交通環境等の整備を促進する。

f) 安全対策を前提とした貸切バスの利用促進

多様化する訪日外国人旅行者の貸切バスによる移動ニーズに対応するため、貸切バスの臨時営業区域の特例措置について、本制度の利用状況や事故状況等の実態把握を行い、必要に応じた制度の見直しを検討する。

また、85項目に及ぶ「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を着実に実施するとともに、実施状況については検討委員会でフォローアップを行う。

g) チケットレスで乗車が可能となる環境の整備の促進

旅行者目線での快適な鉄道乗車サービスを実現するため、スマートフォン等を使用した新たな乗車決済環境の整備を促進する。

h) 新幹線トンネル内等における携帯電話利用環境整備の推進

携帯電話が利用できない新幹線トンネル区間について、2020年（令和2年）中の解消を目指すとともに、延伸予定区間のトンネルについても開業までに携帯電話が利用できるよう対策を講じる。また、在来線については、1日の平均通過人員2万人以上8万人未満の路線区間のトンネルにおいて携帯電話を利用できる環境の整備を行う。

(3) 非常時における訪日外国人旅行者への情報提供の充実

新幹線における非常時の訪日外国人旅行者向けの情報提供について、多言語（英語、中国語及び韓国語）による駅構内・車内放送及びウェブサイトの充実、QRコードの活用等により、各事業者共通かつ十分な水準での実施を確保する。

また、「空港における自然災害対策に関する検討委員会」でとりまとめられた「『A2-BCP（災害

時の空港機能の保持及び早期復旧に向けた目標時間、関係機関の役割分担等を明確化した計画)』ガイドライン」に基づき、各空港において策定された「A2-BCP」により、災害発生時等の非常時においても、空港利用者が適切に情報を収集し、安全に避難し、場合によっては安心して空港内に滞在できるよう、非常時の空港における情報提供の充実を図る。

(4) 空港アクセスバス事業の実施地区の拡大

運賃の柔軟な設定、運行計画変更の提出期間の短縮が可能となる国家戦略特区内の空港を発着地とする空港アクセスバス事業の導入により、今後更なる増加が予想される観光・ビジネス需要に対応した空港アクセスの利便性の向上を図る。

(5) 旅客施設・車両等のバリアフリー化推進

a) ユニバーサルデザインの街づくりの推進

【再掲】第IV部第2章第1節1(12)b①

b) ユニバーサルデザインタクシー等の導入促進

バス・タクシー車両のバリアフリー化を促進する。特に、空港アクセスバス（リフト付きバス等）やUD（ユニバーサルデザイン）タクシーについて必要な支援を行うとともに、貸切バス（リフト付きバス等）についても支援を行う。

c) 空港におけるバリアフリー化の推進

航空旅客ターミナル施設について、引き続きバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に向けた取組を推進する。

3 文化財・国立公園

(1) 文化財等における分かりやすい多言語解説等の充実

「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号）」に基づき、文化施設における文化資源の磨き上げ、多言語化等の利便性向上、学芸員等の専門人材の確保等の取組を支援する（博物館等を中核とした文化クラスター推進事業において、2020年度（令和2年度）末までに約25件支援予定）。また、特に、東京国立博物館をはじめとする国立博物館においては、外国人目線に立った多言語対応の充実に取り組み、それらの成果の横展開に努める。

さらに、観光資源としても極めて有効な文化財について、先進的・高次元な多言語解説を観光施策と連携させつつ整備する。これらの取組を通じて、訪日外国人旅行者が文化財の魅力をも十分に感じ、楽しめるような環境整備を着実に進める。

(2) 国立公園における多言語解説の整備、充実

国立公園の多言語解説を外国人利用者目線で魅力あるものとして充実させ、訪日外国人旅行者の体験滞在の満足度を向上させるため、「国立公園満喫プロジェクト」において、先行的、集中的に取組を実施する8つの公園を重点対象としつつ全34国立公園を対象に、観光庁事業と連携して国立公園に関連する英語解説文を整備しつつ、利用者ニーズを踏まえ、ICT等の先進的技術を活用した多言語対応の媒体化により一体的な整備や魅力発信を行う。

(3) 地域観光資源における訪日外国人旅行者にとって分かりやすく魅力的な多言語解説の整備促進

2019年度（令和元年度）からの継続支援を含め、世界文化遺産14地域、国立公園17地域を含む約65地域において、訪日外国人旅行者にとって分かりやすく魅力的な解説文を作成する。あわせて解説文作成に係るノウハウをとりまとめるとともに、全国約10地域でセミナーを開催し、地域における多言語解説整備の取組を支援地域以外でも迅速に展開していく。また、本事業で作成している英語解説文を基にした中国語解説文作成の支援を行う。

4 農泊

農山漁村において、農林水産業と地域の振興による所得向上と活性化のため、農泊を持続的なビジネスとして実施できる体制を持つ地域を創出し、意欲のある地域を対象に、実施体制の構築、多言語案内や無料Wi-Fiの整備等の受入環境整備、農泊らしい農家民宿や古民家等を活用した滞在施設の整備、地域資源を活用した食事や体験・交流プログラムの充実等への支援を実施する。また、日本政府観光局等との連携による国内外へのプロモーションや、農泊に取り組む地域が抱える課題解決のための専門家派遣等への支援を実施する。

第2節 地域の新しい観光コンテンツの開発

1 文化財

(1) 地域の文化財の一体的整備・支援

a) 地域の文化財の一体的な保存・活用の促進

「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」や「文化経済戦略」を踏まえつつ、日本遺産、歴史文化基本構想や文化財保存活用地域計画をはじめとする地域の文化財を一体とした面的整備等の取組を約1,000事業実施し、文化財を中核とする観光拠点を全国で約200拠点整備する。2019年（平成31年）4月に施行された「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第42号）」に基づく地域における文化財の総合的な保存・活用の取組への支援を重点的に実施する。また、文化財について、先進的・高次元な多言語解説を着実に進める。さらに、文化財に新たな付加価値を付与し、より魅力的なものにする「Living History」（生きた歴史体感プログラム）事業における好事例や、事業実施のノウハウをまとめた手引書を地方公共団体や民間事業者等の関係者に広く周知することにより、事業の充実促進を図る。

文化財保護制度の見直しを踏まえ、地域の文化財について、指定・未指定を問わず、その周辺環境も含めて一体的に保存・活用を図るため、地域の文化財の総合的な保存活用に係る計画の策定を支援する。また、策定した地方公共団体等が実施する情報発信、人材育成、普及啓発、公開活用に資する設備整備等の取組について重点的に支援する。さらに、日本遺産について、2020年（令和2年）までに約100件認定するほか、各認定地域での人材育成、普及啓発等の事業への補助や地域のニーズにあった専門家の派遣の拡充による支援、メディアや民間企業を巻き込んだ日本遺産全体の認知度の向上を目的としたイベントの開催、先進事例の共有等の取組を拡充することで、日本遺産による地域の活性化・観光振興を更に促進する。

b) 適時適切な修理・整備等の促進

国宝、重要文化財建造物、美術工芸品、登録有形文化財建造物及び重要伝統的建造物群保存地

区の建造物について、適時適切な保存修理等を実施するとともに、防災施設整備や耐震対策の充実を図ることで、その価値を損なうことなく次世代へ継承するとともに、観光資源としての活用も図る。また、修理現場の公開や解説設備の設置、多目的トイレの整備等来訪者の便益施設の充実等を促進する。

c) 文化財等の美観向上及び公開のための施設設備の充実

国宝、重要文化財、登録有形文化財、史跡名勝天然記念物及び重要伝統的建造物群保存地区において、公開のための施設整備の充実や美観向上を進め、ハンドブック（事例集）も活用しながらユニークベニュー等の観光利用促進を図る。また、文化財の特性に応じてバリアフリー化を促進し、快適性や安全性を高める。

d) 学芸員等に対する文化財を活用した観光振興に関する講座の実施

全国各地の学芸員や館長等を対象とした研修を実施し、観光との連携に関するプログラムを取り入れるなど、文化財の適切な保存・活用をするとともに、観光資源としての文化財の魅力を促進・発信できる人材を育成する。また、国立博物館等においても、学芸員等を対象とした研修・講座を開催し、各地の博物館関係者の人材養成や、観光を含めた多様な分野との連携等に関するノウハウの提供に努める。

e) 全国の文化財や文化芸術活動を発信するポータルサイトの充実

試行的に取り組んでいる「文化情報プラットフォーム」について、関係省庁、地方公共団体、民間企業等との連携を積極的に進め、全国各地の文化プログラムや文化施設に関する情報の拡充を図るとともに、民間事業者等が当該情報を活用できる仕組みづくりの検討を進め、また、外部サイトとの連携等を推進し、国内外への発信力を一層強化する。

f) 美術館及び博物館における参加・体験型教育プログラム等への支援並びにニーズを踏まえた鑑賞環境の充実

国内外の来館者に博物館・美術館が有する多様な文化資源の魅力を発信するため、障害者、子ども、高齢者、外国人等を対象とした鑑賞支援や参加・体験型プログラムの充実に取り組む。また、国立博物館や国立劇場等において、ニーズを踏まえた開館時間の柔軟な設定、展示・解説の改善、休憩スペース等の整備、SNS等を活用した積極的な情報発信等、より快適な鑑賞環境の充実等に取り組み、その成果を横展開する。

さらに、地方館でも文化資源の魅力を伝えるため、国立文化財機構文化財活用センターをはじめとする国立博物館において、地方館への収藏品貸与や文化財の保存・活用に関する指導・助言に取り組む。加えて、文化資源のデジタル化、情報データベースの構築等を促進することにより、博物館に来訪できない方も含め、人々が場所や時間にとらわれず文化に触れる機会を提供し、文化への社会的な理解を促進する。

g) 日本文化の魅力発信及び文化財による地域活性化

訪日外国人利用者数の多い空港等の効果的な公共空間で日本が誇るVR・AR等の先端技術も駆使し、訪日外国人旅行者に幅広い日本文化の魅力を発信する（2020年度（令和2年度）：約22箇所）。また、「文化財の観光活用に向けたVR等の制作・運用ガイドライン」を踏まえた文化財VR等のコンテンツ制作を促進し、文化財による地域活性化や観光拠点形成等を目指す。

h) 訪日外国人旅行者が日本の伝統芸能の魅力を体験する機会の充実

国立劇場をはじめとする国立文化施設において、外国人向けの公演、鑑賞教室等の開催や外国人来館者の集客を見込んだ取組を行うとともに、多言語ガイド、字幕等の整備等に取り組むことにより、外国人来館者等がより快適に日本文化の魅力を体験する機会の充実を図る。

(2) 文化庁の組織改革等の実施

「文部科学省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第51号）」の附帯決議において、「文化庁が京都への本格移転に向け、予定しているその効果及び影響の検証結果については、文化庁の京都移転が、政府関係機関の地方への移転の先行事例であることを踏まえ、適宜国会へ報告すること」とされており、本格移転前に、集中的なシミュレーションを行うことを通じて、課題等を洗い出し整理する。

(3) 地域の文化資源を活用した観光振興・地方創生の拡充に向けた対応の強化

地域の多様で豊かな文化資源を活用した経済活性化、人材育成、まちづくり等に資する取組への支援や、観光拠点形成モデルである3地域（弘前市、丹波篠山市及び長崎市）等の文化財を中核とする観光拠点の整備を推進することで、観光振興・地方創生等に向けた対応を強化する。また、文化財を活用した観光拠点の好事例を収集し、歴史文化基本構想に基づく観光拠点の整備を進める。

(4) 我が国の文化の国際発信力の向上

地域文化創生本部において、戦略的な国際交流・海外発信を含めた文化行政に求められる新たな政策ニーズに対応するため、新たな政策課題の実態把握・分析等を行い、我が国の文化の世界への発信・交流への対応を強化する。2020年度（令和2年度）は、大学等との共同研究事業（4校程度を予定）を継続展開し、大学研究者間のネットワーク構築を推進する。

また、日本全国で開催されている芸術祭等を充実・発展させた我が国を代表する国際文化芸術発信拠点形成を支援するとともに、地域の文化芸術資源を活用した計画的な取組を支援する。さらに、海外のフェスティバルへの参加・出展、海外の芸術団体との共同制作等に対して支援することで、我が国の芸術活動の活性化や芸術水準の向上を図るとともに、日本文化の魅力を国内外に発信する。

(5) 世界文化遺産の観光への活用

「地域文化財総合活用推進事業」により、引き続き、世界文化遺産の魅力を幅広い人々に発信するため、総合的な情報を発信するためのコンテンツの制作・発信、文化遺産の保存・活用の担い手の育成、文化遺産の公開、シンポジウムの開催等の取組を積極的に支援し、世界文化遺産の所在する地域の活性化・誘客を図る。

(6) 文化芸術資源を活用した地域活性化

我が国の文化拠点である博物館、劇場・音楽堂等が行う文化芸術活動への支援を通じて、子ども、高齢者、障害者、訪日外国人旅行者等が実演芸術に気軽に触れることができるよう、バリアフリー及び多言語対応並びに学校及び地域との連携を促す。

(7) 「日本博」をはじめとする文化プログラムの推進

関係機関と連携して、「日本博」をはじめとする文化プログラムを全国津々浦々で展開する。特に、中核的事業である「日本博」では、自国文化の魅力等の発見・再認識、外国人の訪日・再訪日・地

方への誘客を促進するため、様々な文化資源を活用し、全国各地で年間を通じて体験プログラムの創出や多言語での展示等を推進するとともに、国内外への戦略的プロモーションを積極的に行い、文化による国家ブランディングの強化、インバウンドの飛躍的・持続的拡充を図る。

(8) 地域におけるインバウンドに対応した新たな文化観光拠点の整備等

「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号）」に基づき、文化施設における文化資源の磨き上げ、多言語・Wi-Fi・キャッシュレス環境等の利便性向上、学芸員等の専門人材の確保等の取組を支援し、文化施設の機能強化や更には地域が一体となった文化観光の推進を図る。また、博物館等におけるインバウンド受入に資する環境整備、文化資源を活用した夜間コンテンツの造成等の取組を推進する。

(9) 「地域ゆかりの文化資産」の地方展開促進による地域活性化

国や国立博物館等が有する地域ゆかりの文化資産を活用し、訪日外国人旅行者にも分かりやすく魅力的に地域の歴史・文化等を発信する各地域の博物館等の取組を支援し、訪日外国人旅行者の地方への誘客、満足度の向上等地域活性化を図る（2020年度（令和2年）：約40件）。

(10) メディア芸術に関する発信の強化

優れたメディア芸術作品の顕彰とそれらの作品を展示・上映する「文化庁メディア芸術祭」を開催し、日本が誇るメディアアート、マンガ、アニメーション等のメディア芸術の魅力を国内外に発信する。国内外のメディア芸術関連フェスティバルや団体との連携を強化し、国際的な総合フェスティバルを目指す。

2 国立公園

(1) 美しい自然資源の観光資源としての利用促進

a) 国立公園の受入環境整備推進

世界に通用する美しい自然資源を有する国立公園において、訪日外国人旅行者等を含むあらゆる人にとっての快適な利用を促進するため、対象公園の拡充等による体験型コンテンツ等の充実、質の向上等を通して受入環境を整備するとともに、ウェブサイト・SNS等のほか、旅行博等の機会も活用し、体験型コンテンツやモデルコースを紹介するなどして、国立公園の利用に関する情報発信を行う。また、地方環境事務所から「自然公園法（昭和32年法律第161号）」の許認可権限の一部を移す国立公園管理事務所について、2019年度（令和元年度）までに設置した12箇所に加えて更に2箇所設置することで、手続の迅速化を図るとともに、管理事務所ごとに、国立公園の利用の促進やプロモーションを行う民間事業者出身の担当者を新たに採用するなど、体制を強化する。

b) エコツーリズムの推進

エコツーリズムを普及・推進するための広報を行うとともに、国立公園等における自然観光資源の魅力向上や多様な利用の促進を図るため、自然資源を活用した地域のガイド、コーディネーター等を対象とした人材育成を、集合研修の実施やアドバイザー派遣等により支援するほか、エコツーリズム推進体制の整備、自然観光資源を活用したプログラム開発等、地域が実施するエコツーリズムを推進する取組に対して支援を行い、エコツーリズム推進全体構想の認定地域の増加に取り組む。

c) 統一性のある情報提供等の推進及び効率的な利用環境改善

国立公園の優れた自然風景地の保護と利用を図り、安全で快適な自然とのふれあいの場を提供するため、ユニバーサルデザインや訪日外国人利用者等に配慮した基盤的な利用施設の整備や長寿命化対策を進める。ビジターセンター等においては自然情報に加えて、周辺のアクティビティ情報、観光情報等を提供し、情報発信機能を強化するとともに、カフェ等の導入により滞在環境の向上を図る。また直轄野営場においてもPPP/PFIにより、民間事業者による質の高いサービスを導入することで機能強化を図る。

(2)「国立公園満喫プロジェクト」の推進

「国立公園満喫プロジェクト」において、先行的・集中的に取組を実施する8つの公園ごとに国立公園を中心とした広域観光も視野に入れたマスタープランとして策定された「ステップアッププログラム2020」に基づき、民間事業者の知恵や資金を最大限活用し、国立公園に訪日外国人旅行者を呼び込むための以下の取組を実施する。また、2020年（令和2年）までに1,000万人の目標に向け、選定した8公園以外の公園へのコンテンツの充実等の水平展開を継続するとともに、満足度、消費額等の「質」に着目した指標による評価を行う。

a) 自然満喫メニューの充実・支援

「ステップアッププログラム2020」に基づき、マリモツアワー等自然や温泉を生かした体験型コンテンツの充実、質の高いガイドの育成、ビジターセンターへのカフェの設置をはじめとした公共施設の民間開放、自然保全コストの一部を利用者に負担を求める仕組みの導入に向けた実証実験等の取組の拡大を、地域協議会構成メンバー、自然環境に知見を有する研究者、サービス提供にノウハウを有する民間事業者等多様な主体と連携しつつ実施する。なお、公共施設の民間開放についてはこれまでの累計で約7箇所での実施を、利用者負担の仕組みについてはこれまでの累計で約18事例の導入をそれぞれ目標とする。

b) 上質感のある滞在環境の創出

「ステップアッププログラム2020」に基づき、質の高いホテルの誘致、景観改善等の取組を地域協議会構成メンバー及びその他の民間事業者とも連携しつつ実施する。特に、自然を満喫できるグランピングの拡大に向けた事業立ち上げ支援を約8箇所で行う。

c) 海外への情報発信強化

環境省、OTA等との連携の下、日本政府観光局グローバルサイト内に構築され、情報発信から予約成立まで一気通貫の導線の確保ができる国立公園サイトを活用して、より高度なデジタルマーケティング手法による分析を行うとともに、その結果を踏まえた見直しを行いつつ、戦略的に日本の国立公園の魅力を海外に情報発信する。

d) 観光資源の有効活用を目的とした一体的な取組

選定した8つの国立公園ごとに設置した、関係省庁、関係地方公共団体、関係団体等からなる地域協議会において、2018年度（平成30年度）に改訂した「ステップアッププログラム2020」に基づき、観光資源の有効活用を目的とした一体的な取組を推進するとともに、8公園の事例集の作成等のノウハウを他の公園に共有するなどして水平展開する。また、国立公園外も含めた旅行者目線で魅力的な取組の推進に向け、オフィシャルパートナーシップ企業との連携した取組を強化する。

(3) 新宿御苑における国立公園の情報発信強化

新宿御苑インフォメーションセンターに設置した映像設備やデジタル技術を活用した体験型展示、国立公園案内カウンターや物販設備等を活用し、新宿御苑の来園者に対して、国立公園の魅力を発信する。

(4) 野生動物観光のコンテンツづくり推進

訪日外国人旅行者の地域の体験滞在の満足度向上のために、野生動物の保全活動を組み込んだツアーコンテンツ等の作成、インバウンド対応の充実及びそれらツアーのプロモーション活動を支援する。また、これまで非公開であった既存の野生生物保護センターの施設（3箇所）を改修し、訪日外国人旅行者の観光拠点の1つとして活用する。

(5) 利用拠点の滞在環境の上質化

再生、活性化を図る国立公園の利用拠点において、国・地方公共団体・民間事業者等地域の関係者が連携してインバウンド増加に資する利用拠点計画を策定するとともに、同計画に基づき、跡地の民間活用を前提とした廃屋の撤去を約7箇所を進め、インバウンド対応機能向上、地域文化が体感できるまちなみ改善等を有識者の意見も踏まえて同時一体的に実施することにより、利用拠点の上質化を図り、訪日外国人旅行者の体験滞在の満足度向上を図る。

(6) ビジターセンターのインバウンド対応機能強化とVR等を活用した展示の充実

国立公園の自然の魅力やアクティビティ情報等を訪日外国人旅行者に分かりやすく伝えることにより、滞在時間の延長や満足度の向上、リピーターの増加に繋げるため、2019年度（令和元年度）に引き続き、国立公園のビジターセンターにおいて、アクティビティ等の情報を多言語で提供する機器を8公園程度で導入するとともに、最新のデジタル技術を活用した展示を6公園に導入する。

3 公的施設・インフラ

(1) 我が国の歴史や伝統に溢れる公的施設の公開・開放

a) 迎賓館赤坂離宮（東京都港区）

迎賓館赤坂離宮においては、2019年度（令和元年度）に引き続き、国賓等の接遇等に支障のない限り通年で一般公開を実施する。また、6箇国語対応（日本語、英語、中国語、韓国語、フランス語及びスペイン語）となったウェブサイトを知・活用する。さらに、Twitter等を用いた一般公開の広報のため、新たに制作した迎賓館PR動画（日本語及び中国語）を活用する。加えて、2019年度（令和元年度）に試験的に実施した館内での演奏会や飲食を伴った参観等の特別企画を計画的に実施する。

また、迎賓館赤坂離宮前の公園に、新たに整備するカフェ、休憩機能、トイレ等を有する施設の活用により、参観者の利便性を向上させる。

さらに、迎賓館赤坂離宮の魅力の内外への発信や国有財産の有効活用の観点から、迎賓館の貸出を行う「特別開館」について、情報提供の改善を行い、実施事例の積み重ねに努める。

b) 京都迎賓館（京都府京都市）

京都迎賓館においては、2019年度（令和元年度）に引き続き、国賓等の接遇等に支障のない限り通年で一般公開を実施する。また、Twitter、迎賓館PR動画（日本語及び英語）等の活用により、効果的な一般公開の広報を実施する。さらに、通常参観とは異なる体験を含む特別ガイ

ドツアー、京都迎賓館文化サロン等、季節等に応じた特別企画を計画的に実施する。

また、6箇国語対応（日本語、英語、中国語、韓国語、フランス語及びスペイン語）となった参観アプリを周知・活用する。さらに、京都迎賓館の魅力の内外への発信や国有財産の有効活用の観点から、迎賓館の貸出を行う「特別開館」について、情報提供の改善を行い、実施事例の積み重ねに努める。

c) 総理大臣官邸（東京都千代田区）

「児童又は生徒を対象とする総理大臣官邸及び総理大臣公邸特別見学」について、総理大臣官邸における執務に影響の生じない範囲において毎月2日間（土曜日・日曜日）実施することとし、特に夏休み期間中の8月は、土曜日・日曜日を含む9日間実施する。

d) 皇居（東京都千代田区）

引き続き、土曜日の参観、事前予約のほか当日受付を行い、訪日外国人旅行者向けに英語ガイド及び中国語ガイドの参観を実施する。1回あたりの参観定員は引き続き500人とする。また、運用を行っている6言語対応（日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語）の音声ガイドアプリについて、文章・写真等充実する更新を行うとともに、参観ウェブサイトを周知・活用するなど、ガイドランスの強化・広報の拡充に取り組む。さらに、乾通り一般公開について、春季及び秋季のそれぞれで実施する。

e) 皇居東御苑（東京都千代田区）

皇居東御苑においては、引き続き、富士見多聞の公開、富士見櫓前の開放を実施する。また、運用を行っている6言語対応（日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語）の音声ガイドアプリについて、文章・写真等充実する更新を行うとともに、参観ウェブサイトを周知・活用するなど、ガイドランスの強化・広報の拡充に取り組む。

f) 三の丸尚蔵館（東京都千代田区）

「三の丸尚蔵館収蔵品の保存・公開の在り方に関する有識者懇談会」においてとりまとめられた提言を基に、引き続き、他の美術館・博物館等と連携しつつ、「日本博」事業への協力等、地方展開や公開の拡充を図るとともに、展示面積の拡大等を図るため、引き続き三の丸尚蔵館の整備・建替を行う。

g) 京都御所（京都府京都市）

引き続き、通年で参観者数制限のない一般公開を実施するとともに、日本語、英語及び中国語ガイド案内を行う。また、引き続き、6言語対応（日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語）の音声ガイドアプリ及び参観ウェブサイトを周知・活用するなどガイドランスの強化・広報の拡充を行う。さらに、2019年（令和元年）8月から、文化的建造物の修繕、美観への配慮といった観点に留意しつつ、京都御所清涼殿整備工事（2022年（令和4年）3月完了予定）を開始しており、檜皮葺屋根葺替等を行う。また、当該工事を機に劣化している清涼殿襖絵の模写も行う。

h) 京都仙洞御所・桂離宮・修学院離宮（京都府京都市）

引き続き、通年で参観を実施し、6言語対応（日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及

びスペイン語)の参観ウェブサイトや音声ガイドの周知・活用を行う。また、引き続き、桂離宮については、1日当たり24回(総定員480人)のガイド参観(外国人専用の英語ガイド参観を含む)及び有料(18歳以上1,000円)での参観を行う。さらに、桂離宮において、皇室の伝統や文化への理解をより一層深めることを趣旨として2019年(令和元年)に試行した「桂離宮観月会」を2020年(令和2年)10月に実施する。

i) 御料牧場(栃木県塩谷郡高根沢町)

引き続き、地元地方公共団体と協力し、年4回地元外からの見学会を実施するとともに、展示物や御料牧場紹介DVDを活用し、見学会の充実を図る。

j) 埼玉鴨場・新浜鴨場(埼玉県越谷市・千葉県市川市)

引き続き、年12回の地元外からの見学会を実施する。団体申込みについても引き続き受け入れることとする。また、施設に展示している、鴨場接待風景を撮影した写真パネル及び写真アルバムの写真を新しいものに更新する。さらに、参観者へのアンケート結果を参考に申込要領を見直し、従前、期間中の申込みについては、1箇所のみ応募だったところを、2箇所とも応募できることとし、申込みの利便性の向上を図る。(宮内庁が所管する鴨場は、埼玉鴨場及び新浜鴨場の全2箇所ある。)

k) 信任状捧呈に係る馬車列

引き続き、信任状捧呈式の実施に係る閣議決定の期日を捧呈式の1週間前までに行うことを原則とし、手続上可能な場合には1週間前よりも更に閣議を前倒して実施することにより、可能な限り広報時期を更に前倒す(原則として、国会会期中を除くこととするが、国会会期中であっても手続上可能な範囲で前倒して実施する。)とともに、宮内庁及び日本政府観光局ウェブサイト等の広報媒体の活用や情報提供先との連携を図ることにより、周知を強化する。

l) 造幣局本局(大阪府大阪市)

貨幣工場の見学における当日受付・事前予約制の併用、造幣博物館及び造幣さいたま博物館の休日開館(年末年始や展示品入替日等を除く。)を引き続き実施する。また、工場見学の内容が外国人にも分かりやすいよう、見える化(製造工程見学用カメラの更新・増設、モニターの大型化、動画に英語の字幕を入れるなど)及び多言語化の充実を図る。

m) 首都圏外郭放水路(埼玉県春日部市)

2018年(平成30年)に開始し、2019年(平成31年)3月から新たに3つのコースを用意して質的向上を図った有料見学会(民間運営)について、魅力向上のため必要な施設整備等を実施する。

n) 大本営地下壕跡(東京都新宿区)

2020年度(令和2年度)は、大本営地下壕跡(東京都新宿区市谷)の一般公開を開始するとともに、大本営地下壕跡の見学についてSNS等を活用した情報発信を行う。

o) 日本銀行(東京都中央区)

本店本館について、当日立ち寄った訪日外国人旅行者・日本人旅行者の見学を可能とするため、

2016年（平成28年）6月に事前予約不要かつ英語にも対応した見学を開始したほか、日本語、英語に加え、中国語のパンフレットを作成して多言語案内の充実を図った。また、2019年（令和元年）6月に見学の事前予約についてインターネット受付を開始した。2020年度（令和2年度）においても、これら施策を継続し、その定着を図る。

(2) 地域振興に資する観光を通じたインフラの活用

ダム、橋、港、砂防、歴史的な施設等、世界に誇る土木技術等を周辺自然環境と合わせて観光資源として活用し地域振興を図るインフラツーリズムを推進する。さらに、インバウンドに対応するため、インフラツーリズムのポータルサイトの更新や、インバウンド需要が見込める施設でファムツアーやガイド育成、受入環境整備等を実施する。

また、歴史的・文化的価値を有し、周辺の風景と調和して美しい景観を生み出している灯台について、地域の観光資源としての活用を図るため、灯台に関する国際的行事の招致や地域が行う灯台を活用したイベントへの協力、灯台が持つ歴史的・文化的価値の発信等、地域連携や情報発信を行う。

(3) 一般公開・開放された公的施設を活用した訪日プロモーション

関係府省庁と連携し、日本政府観光局ウェブサイトやスマホアプリ、SNS等において一般に公開・開放されている公的施設・インフラの情報を海外に向けて発信する。

(4) 国民公園の魅力向上

国民公園の一層の魅力向上に向け、新宿御苑については、閉園時間の延長のほか、早朝開園を本格実施するとともに、ライトアップや民間の夜間イベントの活用に取り組む。また最新技術を活用し、武家屋敷・皇室庭園としての歴史・文化の発信や、ネイティブ監修によるガイドツアーを造成する。皇居外苑については皇居の前庭という特殊性を踏まえつつ、新しい魅力を発掘・生成し、皇居外苑の一層の効果的な活用を図るため検討を行っていく。京都御苑については、最新技術を活用した歴史的遺構解説、由緒ある建築物のリノベーション、デジタルサイネージの整備等の取組を進める。

4 古民家や城泊・寺泊等

(1) 古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進

地域に残る古民家等の歴史的資源を上質な宿泊施設やレストランに改修し、観光まちづくりの核として面的に再生・活用する取組を、重要伝統的建造物群保存地区や歴史的風致維持向上計画認定都市、農山漁村地域を中心に2020年（令和2年）までに全国200地域で展開するために、以下の取組を実施する。

a) 人材支援・育成

① 歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームにおける取組

歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームのウェブサイトで公表している支援メニュー集と歴史的資源の再生・活用成功事例集の更新、内容の充実等を行う。各省庁と連携し、全国の地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、農泊地域等に広く情報共有を行う。

また、同チームで運営するワンストップ窓口において、地域からの相談や要望に対応、専門家による現地視察や相談者へのヒアリング等の支援を展開する。地域ごとの熟度に応じた支援

等を実施することで、新規相談地域の掘り起こし、既存相談地域の継続的なフォロー及び磨き上げを行う。さらに、地域への横展開を図るために連携推進チームのウェブサイトで公開している成功事例集を充実させる。

②歴史的資源を活用した観光まちづくりに係る人材育成

歴史的資源を活用した観光まちづくりに関連する専門人材・企業リストの更新を行い、相談へのよりきめ細やかな対応を進める。また、2019年度（令和元年度）まで実施した歴史的資源を活用した観光まちづくりの担い手育成プログラム研修の受講者・地域への専門家派遣を行いフォローアップを行うと同時に、研修の内容を公開することにより広く周知を行う。その他、課題を持つ農泊地域に、専門家等を派遣するなどにより、地域人材の育成等を行う。

b) 地方公共団体等への情報提供や継続的支援の実施等

①地方公共団体等への情報提供

各省庁が行う地方公共団体を対象としたセミナーや会議等を活用し、古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進の重要性・有用性について周知を行う。また、総務省が実施する地域経済好循環拡大推進会議等の機会を通じて、全ての地方公共団体に周知徹底を図るとともに、地域金融機関や、商工会議所・商工会等関係機関への周知等も行う。

②歴史的資源を活用した観光まちづくりに取り組む地域が抱える障害の把握や解決策の検討

古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりに取り組む意欲のある地方公共団体（日本遺産認定地域、観光地域づくり法人（DMO）、農泊地域等）に対し、各省庁を通して情報を収集し、歴史的資源を活用する際の課題や障害を把握し、解決策の検討・情報提供を行うことで、地方公共団体における歴史的資源の活用の活発化を図る。

③歴史的資源を活用した観光まちづくりに取り組む地域間による相互の取組内容の共有

重要伝統的建造物群保存地区や日本遺産認定地域、観光地域づくり法人（DMO）、農泊地域等観光まちづくりに取り組む地域に対して、歴史的資源を活用した観光まちづくり連携推進チームのウェブサイトを活用することで、取組への意識が高い地域間による関連情報や相互の取組内容の横展開を図る。

c) 日本政府観光局による情報発信

日本政府観光局と株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）の連携協定等に基づき、城泊、寺泊、古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりや地域に関する情報について、日本政府観光局のウェブサイト、SNS等を通じた海外への発信を強化することにより、地方誘客を図る。

d) 金融・公的支援等の促進

①地域金融機関による金融支援等の促進

地域金融機関が、地域企業の真の経営課題を的確に把握し、その解決に資する方策の策定及び実行に必要なアドバイスや資金使途に応じた適切なファイナンスを提供するといった支援を行うよう促す。

②人的支援等の促進

古民家等活用による観光まちづくりを促すため、3大都市圏の民間企業等の社員を地方公共団体に一定期間派遣する「地域おこし企業人交流プログラム」及びふるさと納税を通じたクラウドファンディングによる地域おこし協力隊員等の起業支援といった応援制度並びにその具体的な活用事例について、地方公共団体職員や地域おこし協力隊員向けの研修等において周知徹底を図る。

③小規模不動産特定共同事業の普及・啓発

小規模不動産特定共同事業等の不動産証券化手法を用いて、空き家、空き店舗、公的不動産(PRE)等の遊休不動産を地域資源として再生・活用するため、専門家によるアドバイス等を実施することにより、空き家等の再生、PREの活用等、地域における先進事例となり得る案件の形成を支援するとともに、小規模不動産特定共同事業の実務経験が無い業務管理者に対し、実務面からの支援を行う。

④地域密着型企業の起業支援

地域資源・資金を活用した新規性・モデル性の高い古民家等活用事業の立ち上げを支援する(「地域経済循環創造事業交付金(ローカル10,000プロジェクト)」)。

⑤重要伝統的建造物群保存地区における建造物の利活用に向けた整備等への支援

重要伝統的建造物群保存地区について、修理・修景、耐震対策、防災対策等に対する支援に加え、観光振興等のニーズに対応して、公開活用整備や美観向上も支援する。また、伝統的建造物等の外観の修理・修景に併せた内部の宿泊施設や交流施設等への一体的整備、解説整備について積極的に支援することにより、地区内の伝統的建造物等の活用を図り、インバウンドの拡大や観光まちづくりの一層の促進に努める。

⑥制度及び支援方策の改善・充実

歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームに寄せられる地域からの相談・要望の具体的な内容を専門家とともに整理・分析し、金融・公的支援に係る支援を進める。幅広い相談に対応できるよう、各省庁とも連携し、支援メニュー集の充実を図る。

e) 既存の規制・制度の改革

①都市計画法

地域の実情に応じ、用途変更の弾力化が図れるよう、2016年(平成28年)12月27日に開発許可権者(地方公共団体)に対し、技術的助言を発出したことから国・地方公共団体が参画する担当者会議等において事例を紹介するなど施策を推進していく。

②消防法

建物特性や用途特性に応じて、消防用設備等の合理的な運用が図られている事例やその考え方について整理した資料を、消防本部、事業者等に継続的に周知し、必要に応じて内容を更新していく。

③規制及び制度の改善

「建築基準法(昭和25年法律第201号)」、「消防法(昭和23年法律第186号)」、「旅館業法(昭和23年法律第138号)」、「文化財保護法(昭和25年法律第214号)」等について、歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームに寄せられる地域からの相談・要望の具体的な内容を随時整理・分析し、適時適切に規制・制度の改善を進める。あわせて、各省庁と連携して対応し、弾力的な運用ができるように改善を進める。

(2) 城泊、寺社仏閣泊などの地域の新しい宿泊コンテンツの開拓の推進

城泊や寺泊をはじめ、地域の創意工夫による新たな宿泊コンテンツの開拓を進める。また、城や社寺を日本ならではの文化が体験できる宿泊施設として活用することを目的に、専門家によるアドバイスや宿泊コンテンツ造成の支援等を行う。

さらに、「ステップアッププログラム2020」に基づき、質の高いホテルの誘致、景観改善等の取組を地域協議会構成メンバー及びその他の民間事業者とも連携しつつ実施する。特に、自然

を満喫できるグランピングの拡大に向けた事業立ち上げ支援を8箇所程度で行う。

(3) 良質で健全な民泊サービスの普及等の促進

a) 住宅宿泊事業法に基づく健全な民泊サービスの普及

2018年（平成30年）6月に施行された「住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）」に基づき、制度の適切な運用により健全な民泊サービスの普及を図るとともに、地域住民との交流や文化体験等の地域資源と特色ある民泊の組み合わせにより、民泊への宿泊自体が観光資源（コンテンツ）となるモデルケースを創出することで、地方部を含め良質な民泊サービスの普及に取り組む。

b) 外国人滞在施設経営事業（特区民泊）の実施地域の拡大

国家戦略特区における民泊、いわゆる特区民泊について、実施地域の拡大等、制度のより一層の利用促進を図る。

(4) 宿泊施設整備の促進

a) 宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の推進

宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の活用を推進する。

b) 古民家の宿泊施設へのリノベーションに対する金融支援

まちの活力、利便性の向上等を目指す地方都市を中心として、地域金融機関等と民間都市開発推進機構が連携して設立するまちづくりファンドが、古民家や空き家・空き店舗等をリノベーションして行う宿泊施設等の整備について民間企業等からの寄付も活用しつつ出資等により支援し、外国人等の観光客需要へ対応する。

5 農林水産関係の地域資源

(1) 「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」の実施

「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現のため、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良な事例を「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」として選定し、全国に発信することで、農山漁村の地域住民の意欲・機運を向上させる。また、これまでの選定地区・選定者の取組の更なる発展や拡大を目的とし、地方における連携の構築・強化を図るイベント等を開催する。

(2) 「SAVOR JAPAN」ブランドの魅力発信

農泊（農山漁村滞在型旅行）を推進する地域において、多様な地域の食とそれを支える農林水産業や特徴のある風土、伝統文化等の魅力で訪日外国人旅行者を誘客する重点地域を農林水産大臣が「SAVOR JAPAN」に認定し、官民が連携して農山漁村の魅力を海外に一体的に発信する。また、美味しい日本食に加え、地域の食文化を体験できる食体験コンテンツを開発し、日本政府観光局と連携した海外発信を行うことで訪日外国人旅行者の誘客を強化する。

(3) 農泊地域の拡大に向けた取組

【再掲】第IV部第2章第1節4

(4) インバウンドと農林水産物・食品の輸出の一体的推進

訪日外国人が帰国後も日本食・食材を消費・購入できるように、訪日外国人に対する観光庁による各種調査結果等の情報を集約し、輸出に取り組む事業者等による海外でのプロモーション、商談会等に活用する。

(5) 世界農業遺産・日本農業遺産の情報発信

世界農業遺産・日本農業遺産の観光地としての魅力をPRし、認知度向上及び興味・関心を増大させるとともに認定地域担当者に対して、農業遺産資源を生かした観光プロモーション等についての研修を実施し、認定地域での観光の振興や都市住民との交流を促進する。

(6) 地域観光資源としてのジビエ料理・商品の情報発信の促進

農泊等と連携した農村地域でのジビエ利用拡大を図るため、捕獲から処理加工段階までの情報を共有できるネットワーク化の推進や、ジビエ処理加工現場でのOJT、ジビエの需要開拓等に取り組むとともに、ジビエを取り入れた食事メニュー開発等の支援を行う。また、ジビエ料理・商品を活用した旅行商品の造成に官民が連携して取り組む。

(7) 「森林サービス産業」緊急対策事業

森林空間活用を通じた地方の定住・交流・関係人口の拡大に取り組むため、付加価値の高い体験型の観光など「森林サービス産業」の新たな展開に取り組む地域について、インバウンドを含めた新たな需要者層の拡大のための国内外に向けたプロモーション等を実施する。

(8) 歴史的資源を活用した観光まちづくりに係る人材育成

【再掲】第IV部第2章第2節4 (1) (a) ②

6 観光地・交通機関

(1) 新たな観光資源の開拓

「楽しい国 日本」という新たなブランドの確立に向け、歴史、文化だけにとどまらない、以下の新たな観光資源の開拓の取組を促進する。

a) 「楽しい国 日本」の実現に向けた最先端観光コンテンツの育成

『楽しい国 日本』の実現に向けた観光資源活性化に関する検討会議」の提言並びに2018年度（平成30年度）及び2019年度（令和元年度）の事業における取組・成果を踏まえ、更なる訴求・拡大のため、ナレッジ集等を活用した他地域への横展開を推進するとともに、VR・AR等を活用した観光コンテンツに関する海外事例等の調査により、新しい観光コンテンツの更なる掘り起こしを実施する。

b) 我が国の生活・文化に触れる体験機会の提供

我が国の生活・文化に触れる体験機会の円滑な提供に向け、訪日外国人旅行者にとって分かりやすく魅力的な多言語解説文の作成に取り組むとともに、多言語解説文作成のノウハウや専門人材リスト等の横展開を図るため、全国約10地域でセミナーを開催する。また、旅行会社の地方における旅行商品開発に関する意見を踏まえ、既存商品の改善と新たな旅行商品開発を推進する。あわせて、各地域での地域通訳案内士の導入を推進し、訪日外国人旅行者のニーズ多様化等への対応を図る。

c) ナイトタイム等の活用による新たな時間市場の創出

夜間・早朝における地域の回遊性を高め、訪日外国人旅行消費額の増加や更なる長期滞在に繋げることを目的に、観光庁・文化庁・環境省が連携し、地域の観光資源に加え、博物館・美術館や国立公園等を活用した体験型コンテンツの造成等により、面的な魅力向上を図る事業等を実施する。

d) 「はまツーリズム推進プロジェクト」の推進

「はまツーリズム (Beach Tourism & Resort) 推進プロジェクト」を通じて、海岸環境整備事業、公共海岸の占用制度等により、砂浜を含む沿岸域における民間事業等を含めた多様な地域の推進主体による砂浜利用や環境保全の取組を支援し、海岸地域づくりによる良好な海岸空間の形成を推進する。

e) チケット購入の容易化・エンターテインメントコンテンツの鑑賞機会の拡大

体験型観光の充実及び日本滞在中の気軽なエンターテインメントコンテンツ鑑賞機会の提供に向け、訪日外国人旅行者のチケット購入環境を整備する。あわせて劇場、音楽堂、美術館、博物館等のチケット購入経路を改善するため、チケット購入の容易化の方向性をとりまとめ、関係事業者に周知する。

f) 官民連携した国内外・訪日旅行に関する旅行商品造成

観光庁、文化庁、スポーツ庁、環境省、旅行業界、観光資源を有する地域等が連携し、旅行商品造成に向けた素材研究等を行うとともに、各分野の有識者を交えたセミナーの開催等により情報発信を行うことで、旅行会社によるスポーツ、日本遺産、国立公園等の資源を複合的に活用した魅力的な旅行商品の造成を促進する。

g) 大阪城公園内における日本エンターテインメントの発信拠点での支援

株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）の出資により、2019年（平成31年）2月に大阪城公園内にオープンした劇場「COOL JAPAN PARK OSAKA」において日本の伝統芸能からポップカルチャーまで幅広く発信する事業に対して支援を行う。

h) 海事観光の推進**① マリンチック街道、マリンアクティビティ等の利用活性化に向けた取組**

プレジャーボート等によるクルーズ観光のモデルルートであるマリンチック街道について、有効な広報等の手段を検討のうえ認知度向上を図るとともに、特に若年層に向けた各種マリンアクティビティの体験機会を創出する等、マリンレジャーの活性化を図るための取組を年間を通じて実施する。

② 魅力的な観光コンテンツの発信

海や船の楽しさを伝える「C to Seaプロジェクト」の公式SNS（YouTube・Twitter・Instagram）を活用した積極的な情報発信を実施する。海や船を利用した魅力的な観光コンテンツやイベントの情報を収集し、写真・動画・記事等で随時発信する。

また、全国各地の海関連イベントや旅行関連イベントにおいて、マリンアクティビティPRコンテンツ「umiasoBe（うみあそびい）」をはじめ、各種広報ツールを使った啓発活動を実施する。

③船旅の魅力向上や新しい海事観光コンテンツの創出に向けた取組の推進

訪日外国人旅行者を引きつける大きなポテンシャルを有している海洋周辺地域において、地方公共団体、民間事業者に対して、観光資源としての充実・開拓及び魅力向上に資する取組を支援するなど、船旅への訪日外国人旅行者の観光需要の更なる取り込みに向けて、官民連携の下、船旅の魅力向上や新しい海事観光コンテンツの創出に向けた取組を推進する。

④インターネット等の経路検索におけるフェリー・旅客船の航路情報拡充

2019年（令和元年）に公表した「標準的なフェリー・旅客船航路情報フォーマット」の更なる普及促進を図るべく、フェリー・旅客船事業者への「フォーマット」及び「簡易作成ツール」の周知を行うとともに、「MaaS関連データの連携に関するガイドライン」（2020年（令和2年）3月国土交通省総合政策局）に則り、事業者へのデータ整備支援を通じて、航路情報のオープンデータ化を推進する。

⑤地方を拠点としたフライ&クルーズの推進に向けた調査・検証

地方を拠点としたフライ&クルーズの推進を通じた地域経済活性化に向けて、発着地等における宿泊及び観光を組み合わせた商品造成並びに地方の認知度向上に向けた効率的・効果的な情報発信の取組に対して支援を行う。

i) 地域の医療・観光資源の活用

日本の優れた医療サービスと地域の特色を生かした観光要素を組み合わせ、長期滞在型の新たな滞在プランの造成を行うとともに、海外医療機関等との連携やコンサルテーション等、2019年度（令和元年度）事業での成果を踏まえた事業展開を図ることで、地方公共団体や医療機関における外国人患者の受入体制構築を支援する。

j) スノーリゾート地域の活性化

増加する訪日外国人スキー客に外国語で対応可能な人材の確保にあたり、スキーインストラクターとして求める技能水準を緩和することで、受け入れる外国人の対象を拡大する。

k) 国際競争力の高いスノーリゾートの形成

国際競争力の高いスノーリゾートを形成するため、「スノーリゾートの投資環境整備に関する検討会」における検討結果を踏まえ、スノーリゾート形成に関するマスタープランの作成や地域の関係者が観光地域づくり法人（DMO）等を中心に一体となって地域内外の投資を呼び込む環境づくりに取り組む地域に対して、財政支援・公的投融資等による支援を行う。

l) ICTを活用した観光資源の発掘・活用

人工知能（AI）を活用したSNSデータ等の分析により、国内の隠れた観光資源を発掘するとともに、中小旅行会社等における、発掘した観光資源を活用した旅行商品の造成・販売を促進する。

m) プロモーション等における民間事業者との連携強化

民間プラットフォーム事業者との連携を強化し、訪日外国人旅行者にとって魅力ある観光地域づくりを一層推進するための方策等を検討する。

n) アドベンチャーツーリズムの推進

地域によって異なる四季折々の自然、多種多様な野生生物、文化、食等豊富な観光資源を有す

る日本ならではのアドベンチャーツーリズムを推進するために、アドベンチャーツーリズムに求められる基準をクリアするコンテンツの磨き上げ、ガイドの育成、ストーリー性のあるプランを提供するコーディネーターの育成等を実施する。

o) 訪日外国人旅行者のニーズに対応した売れる商品・サービスづくりの推進

訪日外国人旅行者のニーズに対応した売れる商品・サービスづくりを推進するため、意欲のある観光地域づくり法人(DMO)等とインバウンド誘客に関するサービスを提供している事業者(インバウンドベンチャー等)とのマッチングを関係省庁で連携して支援する。

(2) 政府系金融機関による観光地の再生及び活性化

株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)、株式会社日本政策投資銀行(DBJ)等が組成した観光関連ファンド等により、宿泊施設を含む観光地の再生・活性化を図る。

(3) 株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)の有する投資ノウハウ・人材支援に関する機能の活用

株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)は、観光遺産(文化遺産、自然遺産)を活用し、観光による地域活性化モデルを創出するため、「観光遺産産業化ファンド」設立を通じて、引き続き観光まちづくり事案への支援等の取組を推進するとともに、各地において観光活性化に向けた取組が自律的に行われるよう地域金融機関等へのノウハウの移転を図る。

また、官民ファンド、関係機関等と必要な連携を行い、REVICの有する投資ノウハウ・人材支援等に関する機能を安定的・継続的に提供し、宿泊施設を含む観光地の再生・活性化を推進する。

(4) 我が国の文化の国際発信力の向上

日本全国で開催されている芸術祭等を充実・発展させた我が国を代表する国際文化芸術発信拠点形成を支援するとともに、地域の文化芸術資源を活用した計画的な取組を支援する。また、海外のフェスティバルへの参加・出展、海外の芸術団体との共同制作等に対し支援することで、我が国の芸術活動の活性化や芸術水準の向上を図るとともに、日本文化の魅力を国内外に発信する。

(5) 地方版図柄入りナンバープレートの導入による地域の魅力の発信

2020年(令和2年)5月より17地域において交付を開始した各地域の風景や観光資源を図柄にした地方版図柄入りナンバープレートについて、交付に向けた取組を進め、交付開始後は2018年(平成30年)10月より交付している41地域の同ナンバープレートと合わせて、イベント等の機会を捉えて普及を促進する。さらに、同ナンバープレートの寄付金を活用した、対象地域の交通サービスの改善、観光振興等を推進する。

(6) 地域の多様な主体の連携による観光地までの交通アクセスの充実・創出の推進

地方部への訪日外国人旅行者誘致の加速化に向け、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させる。

(7) サイクルツーリズムの推進

国内外のサイクリストの全国各地への誘客を図るため、官民連携による先進的なサイクリング環

境の整備を目指すモデルルートを取組の推進を図るとともに、2019年（令和元年）11月に指定した第1次ナショナルサイクルルートについて、日本政府観光局等と連携して国内外への情報発信を強力に実施し、サイクルツーリズムを推進する。このため、観光庁が指定した地域において、官民が連携して実施する、受入環境整備や情報発信等の訪日外国人旅行者に対応した質の高いサイクリング環境を創出する取組を支援する。

(8) 通訳案内士・ランドオペレーター等の質の向上等の推進

a) 通訳案内士

スノー分野・自転車ガイドツアー等の体験型アクティビティにおける通訳ガイドのニーズ・優良事例に関する調査を行い、優良事例を他地域に展開することで、各地域における通訳ガイドサービスの充実を図り、満足度の向上や旅行消費額の拡大を図る。あわせて、通訳案内士の魅力や認知度向上に向けたSNS等を通じた情報発信により、外国語ガイドにも資格取得を促すことで、ガイド業界全体の質の向上を図る。

あわせて、各地域での地域通訳案内士の導入を推進するため、各地域で説明会等を実施し、訪日外国人旅行者のニーズ多様化等に対する対策を図る。

また、全国通訳案内士、地域通訳案内士の登録情報を一元的に管理するデータベースを確実に管理・運用するとともに、全国通訳案内士、地域通訳案内士、旅行会社等に対して当該データベースの活用を促すことにより、通訳案内士の就業機会の確保・情報発信に取り組む。

b) ランドオペレーター

2018年（平成30年）1月に施行された「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成29年法律第50号）」に基づき、旅行サービス手配業の登録制度の周知や旅行サービス手配業者に対する立入検査等を引き続き実施し、制度の適切な運用を図る。

c) 地域限定旅行業務取扱管理者

2018年（平成30年）1月に施行された「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成29年法律第50号）」に基づき、引き続き地域限定旅行業務取扱管理者制度の周知や地域限定旅行業務取扱管理者試験の実施を通じ、地域限定旅行業務取扱管理者の増加を図る。

(9) サイクルトレイン・観光列車等の普及促進

a) 自転車旅行者に使いやすい鉄道サービスの提供

自転車の分解等を行わずにそのまま列車内に持ち込むことができるサイクルトレインの普及や鉄道駅におけるサイクリストの受入環境の充実を推進する。

b) 移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応

移動そのものを楽しむ観光列車やレストランバス、新たな観光ニーズに対応するサイクルトレイン等の導入を促進するとともに、地方鉄道の観光列車等の魅力を海外に向けて発信する。

c) 訪日外国人旅行者の受入環境改善に向けた新たなサービス等の検討

受入環境整備の主要項目である「多言語対応」「公共交通の利用」「無料公衆無線LAN環境」「キャッシュレス対応」に関して、訪日外国人旅行者がストレスを感じやすい日本到着前後の空港・アクセス交通等において、受入環境改善に繋がる新たな製品・サービスの開発・提供や、既

に実装されている製品・サービスの効果的な組み合わせ等について実証し、今後の我が国の受入環境整備の方向性を明らかにする。

(10) 外国人患者の受入環境整備

a) 「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」等の更なる整備とその他の医療機関への周知の実施

外国人患者が日本全国どこにいても円滑に医療機関を受診できるよう、厚生労働省と観光庁が連携し、都道府県によって選定された「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を含め、外国語診療が可能な外国人患者を受け入れる医療機関を質・量ともに更に充実したリストとして整備し、日本政府観光局ウェブサイトの機能強化を行うとともに多言語にて公表する。

また、都道府県が選定する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を中心に、医療通訳等の配置支援等を実施するとともに、外国人患者受入医療コーディネーターの養成や拠点機能の強化に必要な取組等の周知・教育等を行うなど、機能強化に資する取組を通じて、外国人患者受入環境の整備を進める。

さらに、「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」の内容の充実を図るとともに、訪日外国人旅行者等向けの医療に関する情報をまとめたウェブサイト好事例インタビューの掲載等内容充実を図りつつ周知を進める。加えて、医療機関に対し多言語コミュニケーション対応への支援等を行う。

b) 訪日外国人旅行者に対する医療機関情報の提供強化

訪日外国人旅行者が不慮のケガ・病気になった際に、日本全国どこでもスムーズに「外国人患者を受け入れる医療機関」にアクセスできるよう、日本政府観光局ウェブサイト・アプリ・SNS、チラシ等の情報発信ツールを活用し、出入国在留管理庁等関係省庁等と連携を図りながら、訪日外国人旅行者に対する情報提供を強化する。さらに、観光案内所、宿泊施設及び旅行会社に対して、「外国人患者を受け入れる医療機関」に関する情報を周知する。

c) 訪日外国人旅行者の保険加入促進

訪日外国人旅行者が医療費の不安なく治療を受けられるように、観光庁、厚生労働省、出入国在留管理庁、外務省等関連省庁が連携し、訪日前等の様々な機会をとらえ、海外旅行保険や日本入国後でも加入可能なインバウンド旅行保険のPRを強化する。

d) 急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実

地方公共団体において外国人患者の受入体制を協議することを促進するとともに、医療機関等からの相談にワンストップで対応するための体制整備支援を行う。さらに、「地方自治体のための外国人患者受入れ環境整備に関するマニュアル」を作成し周知を行うことで、地域における外国人患者の受入れ環境整備を進める。

(11) クルーズ船受入の更なる拡充

2019年（令和元年）の訪日クルーズ旅客数は215.3万人、我が国港湾への寄港回数は2,867回となった（速報値）。クルーズ船と受入港の安全安心確保に係るガイドラインを2020年度（令和2年度）を目処に策定するなど、再び安心してクルーズを楽しめる環境整備を図るとともに、適切な時期を捉え、以下の取組を実施する。

a) クルーズを安心して楽しめる環境の整備

クルーズの再興に向けて、クルーズを安心して楽しめる環境を整えつつ、既存ストックを活用した岸壁の係船柱、防舷材等の施設整備を推進する。また、港湾におけるクルーズ旅客の利便性や安全性を確保し、受入を円滑に行うため、地方公共団体又は民間事業者が行う旅客上屋等の改修、屋根付き通路の設置等を促進するとともに、多言語化対応、トイレの設備及びWi-Fi環境の充実を図る。

b) 世界に誇る国際クルーズ拠点の形成

クルーズの再興に向けて、「港湾法（昭和25年法律第218号）」に基づく「国際旅客船拠点形成港湾」の整備等を推進する。また、クルーズ船の発着港等において、クルーズ船を安全安心に受け入れられる体制の構築を図る。

c) 国内クルーズ周遊ルートの開拓

訪日外国人旅行者を引きつける大きなポテンシャルを有している海洋周辺地域において、地方公共団体及び民間事業者に対して、観光資源としての充実・開拓及び魅力向上に資する取組を支援するなど、船旅への訪日外国人旅行者の観光需要の更なる取り込みに向けて、官民連携の下、船旅の魅力向上や新しい海事観光コンテンツの創出に向けた取組を推進する。

また、クルーズの再興に向けて、ラグジュアリー船等により安全安心に我が国を周遊できるクルーズルートを開拓するため、クルーズ船社と港湾管理者等との意見交換会等を実施する。

d) 新たなクルーズビジネスの確立

クルーズの再興に向けて、安全安心かつ上質で多様な寄港地観光の造成等を促進し、クルーズ着地型観光の充実を図る。また、港湾協力団体の指定及び「みなとオアシス」の登録を促進し、クルーズ旅客の受入環境の向上を図る。

e) クルーズに関するプロモーションの実施

クルーズの再興に向けて、「全国クルーズ活性化会議」と協力し、安全安心かつ上質な寄港地観光プログラムを造成するためのクルーズ船社との意見交換会や商談会の実施、海外クルーズ船関係者を招請し港湾・観光地の視察、クルーズ国際見本市への参加等、各港湾のクルーズ船誘致の機会を創出するべく、寄港地観光を充実した港を中心に、港湾と観光が一体となったプロモーションを実施する。

f) スーパーヨットの受入拡大

インバウンドによる地方創生の観点から、寄港する地域等への経済効果が期待される海外富裕層が所有するスーパーヨットの受入拡大に向け、「スーパーヨットの受入拡大に関する関係省庁連絡調整会議」を通じた取組を推進する。

g) 海洋周辺地域における訪日観光の充実・開拓及び魅力向上

海洋周辺地域への訪日外国人旅行者の誘客を実現するため、先進的な体験型観光の導入等による観光コンテンツの磨き上げ及び訪日外国人旅行者に対応した多言語対応、Wi-Fi整備等の受入環境整備を推進する。

(12) 景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上

a) 沖縄観光の強化

沖縄の観光を更に磨き上げるためのアクションプランである「沖縄観光ステップアップ戦略2017」に基づき、引き続きクルーズ船受入のための係留施設等の整備を推進するとともに、新たな体験型観光の開発や回遊性向上を図るため高速船就航の充実・強化に向けた環境整備に取り組む。また、沖縄の美しい自然や文化を生かし、訪日外国人旅行者の受入体制強化、独自の観光メニューの提供への支援等、「沖縄振興特別推進交付金」等を通じた沖縄観光の強化を図る。

b) 河川空間とまち空間の融合による良好な空間の形成

「河川敷地占用許可準則」の緩和措置や「かわまちづくり支援制度」等により、河川区域における民間事業者によるオープンカフェや川床の設置等を制度面から支援し、河川空間とまち空間の融合による良好な水辺空間の形成を推進する。

c) 特定有人国境離島地域における滞在型観光の促進

特定有人国境離島地域における滞在型観光を促進するため、「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」により、旅行者の滞在を延ばす効果が期待される魅力的な滞在プラン、企画乗船券・航空券又は旅行商品の企画、開発及び普及、旅行商品等に組み入れられる着地型観光サービスの質の向上及びその提供を担う人材の確保育成等を図る取組への支援を強化する。

(13) 日本映画の海外発信

日本の魅力あるロケ地情報の多言語化、日本映画の多言語字幕制作支援、欧米等で開催されている国際映画祭への出品支援、海外における日本映画の特集上映の実施等を通じ、多様な作品の魅力を発信し、訪日外国人旅行者の増加に寄与する。

(14) スポーツツーリズムの推進

スポーツと地域資源を掛け合わせたスポーツツーリズムの取組を活性化させるため、更なるインバウンド拡大やコンテンツ磨き上げに関するテーマ別の研究会等を新たに立ち上げる。また、武道ツーリズムを推進していくため、2020年（令和2年）3月に策定された「武道ツーリズム推進方針」に基づき、2020年度（令和2年度）中に設立予定の全国推進組織、関係団体等とも連携しつつ、コンテンツ開発、受入環境整備等を促進させるためのニーズ調査等を実施する。さらに、スポーツと日本の文化芸術の魅力を掛け合わせたスポーツ文化ツーリズムを各地に定着させるため、「スポーツ文化ツーリズムアワード」を実施するとともに、「スポーツ文化ツーリズムシンポジウム」を地方で開催し、受賞事例を多言語で発信する。

また、地方公共団体、スポーツ団体、民間企業（観光産業及びスポーツ産業）等が一体となって、まちづくり・地域活性化に取り組む地域スポーツコミッションが行う、スポーツツーリズムのコンテンツ開発、受入環境整備等の活動を支援するとともに、好事例をウェブサイト等で広く配信する。2020年度（令和2年度）は、「東京2020大会」を契機に各地に設立されている官民連携横断的組織等を、常設で通年型の取組を行う地域スポーツコミッションへ発展させるため、関係者の合意形成や基本計画の策定等の活動を新たに支援する。

さらに、体験型スポーツ（スノースポーツ、ダイビング等）に特化したウェブサイトを通じた情報発信のほか、日本で体験できる各種スポーツ及び着地型・体験型プログラムのツアー情報を日本政府観光局のウェブサイトに掲載し、海外に向けて情報発信を行う。

(15) 「スポーツ資源」を活用したインバウンド拡大のための環境整備

インバウンドの地方誘客・消費拡大を更に促進するため、各地域が誇る地域資源とスポーツを掛け合わせたコンテンツ開発、環境整備等のモデル事業を行い、課題、対応策等を取りまとめ、ウェブサイト等で広く配信する。また、武道ツーリズムに活用可能な施設情報等を調査・集約・公表し、武道ツーリズム事業者等の取組を活性化させる環境を構築する。さらに、VR等の最先端技術を活用した疑似体験コンテンツの整備等を行い、新たなプロモーションを実施する。

第3節 日本政府観光局と地域（地方公共団体・観光地域づくり法人）の適切な役割分担と連携強化

(1) 観光地域づくり法人を核とする観光地域づくりの推進

a) ガイドラインに基づく観光地域づくり法人の育成・支援

「世界水準のDMOのあり方に関する検討会」中間とりまとめ等を踏まえて作成した「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」に基づき、観光地域づくり法人（DMO）全般の底上げを図るとともに、インバウンドの誘客を含む観光地域振興に積極的に取り組む意欲・ポテンシャルの高い観光地域づくり法人に対して重点的に支援する。

b) 情報支援・ビッグデータの活用促進

各観光地域づくり法人（DMO）と行政関係者をつなぐ情報共有システム「DMO ネット」により、引き続き横の連携を促進するとともに、観光地域マーケティングに資する基礎・応用プログラムやeラーニング教材を引き続き観光地域づくり法人に提供する。また、宿泊施設、観光施設等における観光客のデータを継続的に収集・分析し、データに基づき戦略を策定し、地域の観光関連事業者へ提供するためのシステムの設計・開発を行うモデル事業を実施するとともに、取組の横展開を図る。

さらに、全国各地の観光地域づくり法人等の観光関係者がビッグデータを活用するための手引きや「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」による支援を通じ、観光地域づくり法人をはじめとした地域の観光関係者によるビッグデータの収集・分析等やそれに基づく戦略策定等の取組を引き続き促進する。

c) 人的支援

観光地域づくり法人（DMO）における人材の能力向上を図るため、観光地域づくり法人を担う中核人材の育成に資する基礎・応用プログラムを引き続き「DMO ネット」に掲載する等の取組を実施する。

また、観光地域づくり法人と専門的知見や外国人目線を有する専門人材とのマッチングを実施するとともに、人材の登用に要する費用を支援する。

d) 関係府省庁の連携による総合的な支援

関係府省庁が連携して、KPIの適切な設定やPDCAサイクルの確立といった自律的な運営等を目指す取組について、観光地域づくり法人（DMO）に対する総合的な支援を実施する。

e) 官民ファンド等による支援

株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）の出資により、瀬戸内7県の「広域連携DMO」が実施するインバウンド需要を取り込む事業に対し支援を行う。

地域経済の活性化に向け、引き続き、地域未来投資促進法に基づき、観光資源等の地域の特性をいかして地域経済を牽引する事業に対し予算・税制措置等による支援を行うとともに、同法の改正を前提に、地域企業の成長及び地域のサプライチェーンの強化に向けた措置を新たに講じる。

f) 観光地域づくり法人間の適切な役割分担に基づく広域的な連携の強化

「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」に基づき、各層の観光地域づくり法人（DMO）の役割分担と連携を促すとともに、「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」により、広域的に連携して行う滞在コンテンツの充実、広域周遊観光促進のための環境整備等に関する取組に対して総合的な支援を実施する。

(2) 地域（地方公共団体・観光地域づくり法人）と日本政府観光局の適切な役割分担

a) 地域（地方公共団体・観光地域づくり法人）と日本政府観光局の役割

地域（地方公共団体・観光地域づくり法人（DMO））は、観光資源の磨き上げや域内交通を含む交通アクセスの整備、多言語表記等の受入環境の整備等の着地整備を最優先に実施する。着地整備の取組を行った地域（地方公共団体・観光地域づくり法人）が作成した、写真・動画等のデジタルコンテンツの発信に関しては、日本政府観光局の発信力を活用した一元的な情報発信に資する取組を進めることで、日本政府観光局が有するデータの最大化を図るとともに、地域に還元される分析データの精度が更に向上する好循環の創出を目指す。

また、観光地域づくり法人に地域の多様な関係者（文化財、国立公園、農泊、アクティビティ、農林水産業、商工業の関係者等）の主体的な参画を促す。

b) 地域の観光戦略推進の核となる観光地域づくり法人の改革

全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを推進するため、人材マッチングやJETプログラムの活用周知を含めた観光地域づくり法人（DMO）の体制強化に関する支援や、観光地域づくり法人のコンテンツ造成に対する財政支援等、観光地域づくり法人に対する総合的な支援を実施する。

c) 地方公共団体のインバウンド誘致活動に対する日本政府観光局の支援体制強化

日本政府観光局の「地域プロモーション連携室」が、地域が行う訪日プロモーション事業を支援するために、各地域のインバウンド関係者を対象とした、インバウンドのマーケティングやプロモーションに関する地域の取組課題に応じた研修会を、国内11箇所で開催するとともに、インバウンド関係者向け「地域インバウンド促進サイト」やSNSを通じ、国内のインバウンド取組等を紹介・共有する。加えて、地域に対してきめ細やかなコンサルティングを実施する。

d) 訪日グローバルキャンペーン等に対応したコンテンツ造成

地方運輸局と観光地域づくり法人（DMO）が連携して、訪日グローバルキャンペーン等に活用できる新たな滞在型コンテンツを全国各地域に創出する。

(3) 地域（地方公共団体・観光地域づくり法人）への支援と地域間の連携強化

a) 観光産業事業者に対する政府系金融機関による資金供給等の支援

新たに観光産業を行う者及び既存の観光産業事業者の取組を後押しするため、日本政策金融公庫による事業者が必要とする資金の融資や、株式会社日本政策投資銀行（DBJ）による「登録

DMO」の設立や観光関連事業への資金、経営及びナレッジ面での支援を実施する。

b) 観光地域づくり法人の財務体制強化

「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」に基づき、観光地域づくり法人(DMO)の持続的な運営のため、観光地域づくり法人において運営収支や安定的な運営資金の確保に関する財務責任者(CFO)を設置する。

c) 全国的な研修の実施等による地域間の連携強化

「DMO ネット」を活用するとともに、全国的な研修を実施すること等により、観光地域づくり法人(DMO)間の横の連携を強め、観光地域づくり法人が抱える課題の共有・事例の横展開を実施する。

(4) 広域周遊観光の促進

訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、滞在コンテンツの充実や広域周遊観光促進のための環境整備等を中心に取り組む観光地域づくり法人(DMO)等と日本政府観光局と地域の関係者が広域的に連携して観光客の来訪・滞在を促進に対して総合的な支援を行う。

a) 広域周遊観光の促進に取り組む地域への専門家の派遣

訪日外国人旅行者の広域周遊観光促進に取り組む地域に対して、これまでの専門家派遣の実績を基に、各地域の魅力や課題の発掘、課題の解決に向けた計画の策定、地域関係者のスキル向上について、外国人等の目線で適切な助言できる専門家をより多くの地域へ派遣し、訪日外国人旅行者の地方誘客を促進させる。

b) テーマ別観光による地方誘客

旅行者の需要・関心の多様化を踏まえ、郷土食、温泉地、星空鑑賞等、共通の観光資源を活用して誘客に取り組む地域をネットワーク化し、その観光資源に関するマーケティング調査や受入環境整備等による資源の磨き上げ、ネットワーク間でのノウハウの共有、情報発信力強化等の支援を行い、地方誘客の促進、さらには消費の拡大を目指す。

c) 広域周遊に関する情報のビジネス関係者への発信

日本貿易振興機構(JETRO)は、海外インフルエンサー・メディア・バイヤー等のビジネス関係者を日本各地の輸出産業集積地へ招へいし、地域製品の生産現場等の視察と商談の機会を提供する。また、輸出産地と製品の魅力を、招へい者のSNSを通じて発信する。

さらに、JETRO特設英語ウェブサイト「industrial tourism in japan」にて、地域の産地情報に関する映像コンテンツ等を掲載し、各国バイヤー・消費者向けに広く発信する。

d) 「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」の活用

「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」の場を活用し、観光ビジョン掲載施策の具体化を促進するとともに、地域における観光のワンストップ窓口として、各地域の課題に対する情報共有や施策の調整を行うことで、省庁横断的な取組による迅速な課題解決を図る。また、各地方ブロックにおける取組・成果をウェブサイト等で公表し、横展開することで、全国的な取組水準の底上げを図る。

e) ガーデンツーリズムの推進

ガーデンツーリズム登録制度を通じて、各地の庭園間の連携構築や地域の風土、歴史を反映したテーマに基づく取組を支援し、「ガーデン」を核とした観光ルートの形成を図り、もって地域の活性化につなげる。

2020年（令和2年）4月に日本ガーデンツーリズムのウェブサイトを開発、併せてパンフレットも作成する。下半期において、第3回ガーデンツーリズム登録を行うとともに、新潟庭園街道と連携して登録団体等を対象とした全国イベントの開催を行う。

(5) 各地の魅力ある地域資源の活用

中小企業者等が海外展開や全国展開、インバウンド需要の獲得を目的として行う、各地の魅力ある地域産品等を活用した新商品・サービスの開発やブランディング、プロモーション等を支援する。また、民間支援事業者や地域の支援機関等が行う、複数の中小企業者を対象とした海外展開や全国展開、インバウンド需要の獲得等を後押しする取組を支援する。

(6) 優れた地域産品等の活用による地方への誘客

日本貿易振興機構（JETRO）は農商工連携による地域資源を活用した地域産品の輸出やインバウンド促進支援の一環として、引き続き、日本政府観光局のメディア・旅行会社招へい事業と連携し、地域産品及び観光資源をアピールする。海外では、まだ地域産品の認知度が低い状況を踏まえて、地域産品の魅力が一層伝わるよう、製造現場の視察や産品に触れる機会を設ける。

(7) 旅行業務取扱管理者確保事業による旅行商品の企画・提供の解禁

国家戦略特区区内において、地域の実情に即した旅行業務取扱管理者試験を実施する旅行業務取扱管理者確保事業を活用し、農家民宿等の宿泊事業者による「着地型旅行商品」の企画・販売の取組を開始する。

(8) 地方公共団体等への情報提供や継続的支援の実施等

古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりに取り組む意欲のある地方公共団体（日本遺産認定地域、観光地域づくり法人（DMO）、農泊地域等）に対し、各省庁を通して情報を収集し、歴史的資源を活用する際の課題や障害を把握、解決策の検討・情報提供を行うことで、地方公共団体における歴史的資源の活用の活発化を図る。

また、重要伝統的建造物群保存地区や日本遺産認定地域、観光地域づくり法人、農泊地域等観光まちづくりに取り組む地域に対して、歴史的資源を活用した観光まちづくり連携推進チームのウェブサイトを活用することで、取組への意識が高い地域間による関連情報や相互の取組内容の横展開を図る。

(9) 人的支援等の促進

古民家等活用による観光まちづくりを促すため、3大都市圏の民間企業等の社員を地方公共団体に一定期間派遣する「地域おこし企業人交流プログラム」や、ふるさと納税を通じたクラウドファンディングによる地域おこし協力隊員等の起業支援といった応援制度及びその具体的な活用事例について、地方公共団体職員や地域おこし協力隊員向けの研修等において周知徹底を図る。

(10) 訪日プロモーションの戦略的高度化

a) 「東京2020大会」後も見据えた訪日プロモーションの取組

① グローバルキャンペーンの拡大

日本政府観光局において実施している欧米豪市場を中心に存在する「海外旅行には頻繁に行くが日本を旅行先として認知・意識していない層」をターゲットとしたグローバルキャンペーンについて、新規広告コンテンツを制作するとともに、欧米豪重点市場（英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、ロシア、米国、カナダ、オーストラリア、メキシコ）等に対して集中的に情報発信することで、より効果の高いキャンペーンを展開する。

② 現地の知見等を活用した欧米豪に対する戦略的プロモーション

欧米豪市場において、現地PR会社を活用し、現地メディアに関する専門的な知見に基づいたプロモーションを推進するとともに、現地メディアとのネットワークを強化・拡充する。また、欧米豪市場の外国人有識者等で構成されるアドバイザリーボードを活用し、各市場における現地目線のプロモーション事業を展開する。

さらに、海外主要局やグローバルメディア等、欧米豪地域等で影響力のあるメディアとのネットワークを強化し、歴史・伝統文化だけでなく、自然やアウトドアアクティビティ等の日本の多様な魅力を、各種媒体を活用して発信する。加えて、有力雑誌等のメディアや旅行会社、海外の著名人を日本各地に数多く招請し、日本を体験してもらい、その映像を強力に発信する。

③ 東北をPRするデスティネーション・キャンペーンの実施

地方誘客をより一層促進するため、東北6県の要望を踏まえつつ2019年度（令和元年度）に引き続き東北をデスティネーションとする集中的なプロモーションを展開する。

④ 「東京2020大会」を契機とした訪日プロモーション

海外主要市場向けのデスティネーション・キャンペーンとして、海外において観光地としての認知度が他地域と比べて低い傾向にある東北を対象に、海外の著名人が東北で観光を体験する映像を活用した情報発信、訪日外国人旅行者に好まれる東北のアクティビティをテーマ別にウェブサイト等で発信するなど、観光地としての知名度向上及び東北の観光の魅力を発信するため、各テーマを多言語で発信するなど幅広くプロモーションを実施する。

⑤ メディア芸術に関する発信の強化

【再掲】第IV部第2章第2節1（10）

⑥ 「beyond2020プログラム」の推進

2020年（令和2年）以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を生かし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシー創出に資する文化プログラムを「beyond2020プログラム」として推進し、日本全国での展開、盛り上げを図る。同プログラムを通じて、我が国の文化向上に取り組むとともに、全ての人の文化プログラムへの参画の機会を確保するため、バリアフリー対応や多言語対応の強化の促進を図り、企業等の行動に変革を促し、我が国での旅行に対する潜在需要も取り込んでいく。「東京2020大会」に向けて、更なる全国的な機運の醸成を図るため普及に取り組む。

⑦ スポーツツーリズムの推進

【再掲】第IV部第2章第2節6（14）

⑧ 日中韓3箇国の連携によるビジット・イースト・アジア・キャンペーンの実施

東京や北京でのオリンピック・パラリンピック競技大会開催で東アジアへの注目度が一層高まる機会を捉え、政府観光局現地事務所において民間事業者等との連携を強化しつつ、「ビジット・イースト・アジア・キャンペーン」の共同プロモーションを継続的に実施する。また、日

本で開催予定の日中韓観光大臣会合の場も活用し、キャンペーンの一層の推進に向けた日中韓3箇国の協力について協議を行う。

⑨アジアにおける大規模キャンペーンの推進

アジア市場において大部分を占めるリピーター層をターゲットに、新規広告コンテンツを制作するとともに、デジタルマーケティング技術も活用し、個人の興味・関心を踏まえた的確な情報発信や先進的なプロモーションを実施する。

b) 大規模国際競技大会等の開催を活用した観光客誘致の支援

「東京2020大会」やワールドマスターズゲームズ2021関西等、日本で開催される大規模国際競技大会等の確実な開催に向けて準備を進めるとともに、大会成功に向けた機運醸成を図る。

c) 4者連携による情報発信

経済産業省、観光庁、日本貿易振興機構（JETRO）及び日本政府観光局は、政府関係機関や業界団体、現地日系企業等と協力し、音楽、マンガ、ファッション、日本食、地域資源等のクールジャパン及びビジット・ジャパンの一体的なプロモーションを世界各地で開催される展示会や旅行博等の機会を活用し展開する。

d) 地域の観光資源を活用したプロモーションの実施

地方部への訪日外国人旅行者の誘客の加速を目的とし、地域の観光資源について熟知している地方運輸局等が、地方公共団体や地域の公共交通事業者等の民間等と広域かつ機動的に連携し、政府として活用を推進していく国立公園や文化財等の地域の魅力ある観光資源について、日本政府観光局のノウハウ等を活用し戦略的なプロモーションを行う。

e) スノープロモーションの実施

スキー人口が急増中の中国において冬季の誘客拡大に向けた旅行会社との連携を強化するとともに、日本のパウダースノーへの興味・関心の高い欧米豪市場を対象にオンライン広告等を通じて、戦略的なスノープロモーションを実施する。

f) 日本政府観光局における市場調査

日本政府観光局において、海外事務所と協力して継続的に情報収集を行うとともに、2020年度（令和2年度）は東南アジア市場等において市場調査を行うことにより、各市場の新規ターゲットの発掘や各ターゲットに対する訴求コンテンツの把握等、調査分析力の強化を図る。

g) 日本政府観光局におけるプロモーション実施体制の強化

地域に対するきめ細やかなコンサルティングや地域の魅力の一元的な発信、データ分析の高度化や分析データのプロモーションへの活用等に対応するため、日本政府観光局全体の体制について見直しを講じた上で、地域との連携及びデジタルマーケティングに関する分野を中心に、日本政府観光局の本部や海外事務所の各部署において抜本的な体制強化を実施する。

h) 海外の旅行代理店販売員の人材育成支援

日本政府観光局において、海外の旅行代理店の販売員の人材育成を進めるため、訪日旅行に関する知識を習得するためのE-learningサイトを運営するとともに、コンテンツの拡充や新規コー

スの導入を行う。

i) 訪日外国人旅行者の意見分析や調査の実施等による満足度向上

ウェブサイト上で中国語（簡体字・繁体字）、韓国語の「訪日観光意見箱」を運用して、特にリピーターの多い東アジア地域（韓国、中国、台湾、香港）からの旅行者の訪日観光に関する意見を収集・分析することで、更なる満足度向上を図る。

j) 新たな市場からの誘客促進に向けた先行試行的プロモーション

各国の特性に応じたプロモーションを実施するほか、更に幅広い地域からの誘客に向けて新たな市場を開拓し、将来的な訪日市場のポートフォリオを構築する観点から、訪日外国人旅行者数をはじめ、アウトバウンドや経済指標等を勘案し、インバウンドの成長が見込まれる中東地域及びメキシコを重点市場に追加するとともに、北欧地域及びブラジルを重点市場に続く準重点市場として位置づけ、重点市場化に向けて先行試行的プロモーション事業等を実施する。あわせて、拠点となる日本政府観光局現地事務所の設置準備を中東や中南米に加え、中国内陸部において進める。

k) ICT・ビッグデータ等の分析・活用による個人の関心にあわせた情報の発信

（デジタルマーケティングの強化）

訪日しようとする外国人旅行者が容易に我が国の情報を入手できるようにすることを目的に、訪日に必要なビザ情報等は元より、災害時の情報の広く迅速な発信を行うとともに、デジタルマーケティングを強化し、データ分析の高度化や分析データのプロモーションへの活用等を行うことで、相手方の属性や関心を踏まえた的確な情報発信や効果的なプロモーションを実施する。

l) SNS等を活用したプロモーションの高度化

重点市場からの更なる誘客のため、インフルエンサーと連携しながら訪問先の多様化、時期分散を図り、日本の魅力や訪日観光情報を戦略的に発信する。

また、在外公館等において、運用しているSNSアカウントを活用して、外務本省、日本政府観光局、地方公共団体、現地メディア等が発信した日本情報（観光・文化・歴史・トレンド等）のコンテンツを再発信するとともに、任国の嗜好・トレンドを踏まえた独自の日本紹介コンテンツを発信し、日本への関心・理解の拡大を目指す。本省においては、在外公館がコンテンツを作成する際に使用可能な画像素材等を共有する。

(11) インバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信強化

a) 欧米豪を中心とした富裕層に向けた取組

富裕層の旅行需要における特性等を踏まえ、訪日プロモーション事業において富裕層に向けた以下の取組を実施する。

富裕層をターゲットにした旅行業界団体、国際的な旅行商談会主催者等との連携を一層拡大し、訪日ツアーの造成数の増加につなげる。また、富裕層向け旅行商品を扱う海外の旅行会社等を日本各地に招請し、ストーリー性のある日本の伝統・文化を発信するとともに、国内外の関係者が商談・意見交換等できる機会の拡大、国内関係者向けのセミナー等の開催を通じた受入環境の整備を促進する。

さらに、富裕層本人に向けた情報発信を強化することで更なる誘客拡大を促進する。

加えて、これまでプロモーションの対象としてきた欧米豪市場に加えて、アジア・中東地域へも対象を拡大し、更に広く富裕層の誘客拡大に取り組む。

b) 戦略的対外発信拠点「ジャパン・ハウス」事業

サンパウロ、ロンドン、ロサンゼルス3都市のジャパン・ハウスにおいて、地域の魅力を含む日本の多様な魅力をこれまで日本に関心のなかった層を含む幅広い層に対して発信し、インバウンド観光等を促進すべく、地方公共団体や企業等とも連携して、現地のニーズに対応した発信事業を、企画・実施していく。

c) 在外公館等における海外への地域の魅力発信

①地方の魅力発信セミナー・地方視察ツアー

外務省が複数の地方公共団体との共催で、駐日外交団等に対して、地方における海外展開の施策や、地場産品や観光資源等を紹介するセミナーを、都内ホテル等において2020年度（令和2年度）内に1回開催する。また、外務省と地方公共団体との共催で、駐日外交団が地方を訪問し、地方の食文化、伝統工芸等の文化を体験したり、地方が誇る観光資源や産業等施設を視察するツアーを2020年度（令和2年度）内に4回程度実施する。

②地域の魅力の海外発信

被災地を含む複数の地方公共団体等と連携し、海外の主要都市において、日本産飲食品、観光資源、産業（先端技術、伝統工芸技術を含む。）等PRするプロモーション事業を年度内に1回実施し、大使館SNS等現地からの情報発信も通じて地方の魅力を発信し、日本食の更なる普及・消費拡大、輸出促進につなげる。

③地方創生支援 飯倉公館活用対外発信

外務省の飯倉公館において、外務大臣が地方公共団体首長等と共催で、駐日外交団等を対象に、地方の特産品、地場産業、伝統芸能、伝統工芸、観光地、文化遺産、東京2020大会・ホストタウン交流の取組の様子等の魅力をPRするレセプションを年度内に約2回開催する。

④文化事業等を通じた訪日需要の喚起

在外公館及び独立行政法人国際交流基金（JF）が、世界各国において伝統文化からポップカルチャー、地方の魅力や和食等、幅広い分野に関する公演や展示等の文化事業を行うことにより、日本の多様な魅力を海外に積極的に発信し、諸外国の日本に対する興味・関心を高め、インバウンドを促進する。

また、日本政府観光局とJFの本部及び海外事務所が連携し、日本政府観光局の訪日プロモーション事業とJFの文化芸術交流、日本語教育、日本研究・知的交流事業の機会を活用した連携事業を実施することで多面的に日本の魅力を発信し、訪日旅行及び国際文化交流の促進を強化する。JFの日本語学習教材等のコンテンツを日本政府観光局の事業で活用することにより訪日旅行時の交流を促進する。

さらに、文化、伝統、科学、技術等様々な分野で「日本ブランド」を体現する各界の専門家を海外に派遣し、現地で講演、実演及びワークショップ等を実施することで、地方の観光資源を含む日本の多様な魅力を発信し、親日層の拡大と訪日客誘致に繋げる。

d) 放送コンテンツの活用による日本の魅力発信

①関係省庁等の連携による日本の魅力発信

外務省、観光庁等の関係省庁等が連携して、商業ベースでは日本のテレビ番組が放送困難な

国・地域を対象に、日本のドラマ、アニメ、ドキュメンタリー、映画、バラエティ等の放送コンテンツを無償提供する際に、日本の各地域の魅力を伝える新規の動画コンテンツ等も活用して発信することで、訪日の魅力を効果的に発信し、地域発の商品・サービスの需要拡大や地方への観光客誘致につなげる。

②株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）による支援

海外における日本のコンテンツの継続的な発信に向け、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）を活用し、我が国の事業者が海外で行う放送事業に対してハンズオン支援等を行う。

③NHKワールドJAPANによる発信

「放送法（昭和25年法律第132号）」の規定に基づき、NHKにテレビ国際放送の実施を要請することにより、日本の文化・産業等の情報や魅力を世界に発信するとともに、国内外における周知広報や受信環境の整備・改善、放送番組の充実等の取組を一層推進する。

e) 関係省庁等の連携による日本各地域の魅力の発信

総務省、経済産業省、外務省、観光庁、農林水産省等の関係省庁等が連携するとともに、地方公共団体、地場産業、観光業等の関係者と幅広く協力し、地方公共団体等との情報共有等を進めながら放送コンテンツを海外と共同制作・発信する取組等への支援等を行うことでコンテンツの発信力を強化し、コンテンツの海外展開の際に、日本の各地域の魅力を併せて発信することで、地域発の商品・サービスの需要拡大や地方への観光客誘致につなげる。

f) 国内観光情報サイトの多言語化への検討

日本観光振興協会の国内観光情報サイト「全国観るなび」について、手動翻訳によるイベント情報及び季節観光情報の英語による正確な情報提供を図りつつ、将来的にAI翻訳の導入により多言語（英語、中国語及び韓国語）で正確な情報提供ができるよう、検討を進める。

g) 日本語教育の拡充による親日層の育成

独立行政法人国際交流基金（JF）による日本語専門家派遣事業、日本語教材の制作及び情報収集ネットワーク作り、日本語教師・学習者訪日研修等のこれまでの取組を継続し、一層、海外における日本語教育の質の向上、安定的実施等に寄与する。

h) 海外日本庭園の再生

修復が求められている海外日本庭園について、在外公館と連携し、海外日本庭園再生プロジェクトにより日本側の造園技術者を派遣して引き続き修復支援を実施。2020年度（令和2年度）においては9箇所の海外日本庭園を修復する。

i) 風評被害を最小限に抑えるプロモーション

災害発生から一定期間が経過し、当該地域の安全性が確保されるようになった後は、引き続き日本政府観光局のウェブサイトやSNSを活用して公共交通機関、観光地等に関する正確な情報を訪日外国人旅行者の出身国に応じて多言語できめ細かく発信するとともに、被災地域の地方公共団体等と連携し、必要に応じて、風評被害を最小限に抑えるべく、訪日プロモーションを集中的に実施する。

j) 観光分野における多国間枠組みへの貢献

日本の地域の魅力・特性を発信するとともに、2019年（令和元年）に我が国が主催したG20観光大臣会合における合意事項を着実に実施すべく、UNWTO（国連世界観光機関）等と連携しシンポジウムを開催する。

k) 2国間関係の強化による双方向交流の拡大

中国、韓国等との観光交流拡大に向け各国観光当局との協議を進めることで、観光分野における2国間関係の更なる強化を図る。また、日中韓3箇国間の観光交流拡大と協力の一層の強化を図るため、日中韓観光大臣会合を日本で開催する。

l) 先住民族としてのアイヌ文化等の発信

アイヌ文化復興等の取組の要である「民族共生象徴空間（ウポポイ）」への年間目標来場者数100万人の目標達成に向け、SNS等を活用した国外向けのオンライン広告や旅行会社等招請の実施、旅行ガイドブックへの掲載、北海道各地のアイヌ文化を生かしたイベント等プロモーション活動を強化するとともに、地元機運の醸成を図る。

m) 海外メディア招へいや在京海外メディア記者向けプレスツアーを活用した情報発信

2020年（令和2年）を通じて、日本文化や首都圏及び地方が取り組んでいる観光促進関連事業等に関心を持ってもらい、海外からの誘客にも資するよう、海外から招へいた外国メディア関係者による首都圏及び地方取材や、在京外国メディア関係者向けプレスツアー等の実施を通じ、外国メディアによる海外への日本の魅力発信を支援する。また、海外で必ずしも知名度の高くない地方各地の魅力やメディアの関心に合致する地方創生の取組も積極的に紹介し、海外への地方の魅力発信を強化する。

n) 旅客船・フェリー等の観光利用促進のための効果的な情報発信

引き続き、訪日外国人旅行者向けに、英語版ウェブサイト「Scenic Japan from the Water（船で見る日本の絶景検索サイト）」等を通じて、旅客船・フェリーターミナルまでのアクセスを含めた利用方法等を提供するとともに、海事観光の総合的なプロモーションと連携して周知啓発及び情報発信を実施する。

(12) 全国の文化財や文化芸術活動を発信するポータルサイトの構築

全国各地の文化財について、外国人目線で作成する多言語解説や高精細画像・動画等のデジタルコンテンツを拡充し、日本政府観光局のウェブサイトから訪日外国人旅行者誘客に資する一元的な情報発信を行う。

(13) 広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、地方ブロック単位の連絡調整会議で地域方針の策定や事業計画の調整を行う。あわせて、観光地域づくり法人（DMO）、日本政府観光局及び地域の関係者が広域的に連携して観光客の来訪・滞在を促進するために、文化財を活用した取組を総合的に支援する。

(14) 「日本博」をはじめとする文化プログラムの推進

【再掲】第IV部第2章第2節1（7）

(15) 海外への国立公園の魅力発信

【再掲】第IV部第2章第2節2（2）c

(16) 広域周遊観光促進のための観光地域支援

訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、地方ブロック単位の連絡調整会議で地域方針の策定や事業計画の調整を行う。あわせて観光地域づくり法人（DMO）と日本政府観光局と地域の関係者が広域的に連携して観光客の来訪・滞在を促進するために、国立公園を活用した取組を総合的に支援する。

(17) 「SAVOR JAPAN」ブランドの魅力発信

【再掲】第IV部第2章第2節5（2）

(18) 農泊地域の拡大に向けた取組

【再掲】第IV部第2章第1節4

(19) 訪日教育旅行の活性化

a) 訪日教育旅行の受入体制整備

日本政府観光局のウェブサイトにより地方公共団体へ受入側が配慮すべき事項や海外のニーズ等の情報の共有、また観光庁と文部科学省が連携して実施するセミナー等を通じ、地域観光部局と教育部局の連携方針に関する情報を発信することにより、受入体制の整備促進を図る。

b) 地域における相談窓口の設置

日本政府観光局が設置した訪日教育旅行に関する相談窓口を通じて、海外からの問い合わせへの対応、また訪日教育受入申請があった際、そのニーズに合った地域の窓口を紹介し、交流マッチングの促進を図る。

c) 訪日教育旅行に対する理解の促進

一元的な相談窓口の設置等を踏まえて、訪日教育旅行の教育的意義について、教育部局・学校に対し理解を促進するための周知を行う。

また、スーパーグローバルハイスクール指定校において、帰国・外国人生徒（留学生）の受入を実施する。

さらに、アジアを中心に訪日教育旅行の需要が高い市場において、訪日教育セミナーを開催し、加えて、海外学校関係者を日本の学校や観光地に招請することで、訪日教育旅行の更なる促進を図る。

d) 訪日教育旅行の地方への誘致

【再掲】第IV部第2章第3節（19）c

(20) 鉄道の観光資源としての魅力発信

日本政府観光局の全国の観光列車が持つ魅力を紹介するポータルサイトについて、観光列車の対象の拡大等の掲載内容の充実により、地方への訪日外国人旅行者の流れの創出を図る。

(21) 訪日外国人旅行者を対象とした地方部における鉄道利用促進

「外国人観光旅客を対象とした地方部における鉄道利用促進に向けたガイドライン」を公共交通事業者・地方公共団体・観光地域づくり法人（DMO）等に配布し周知の徹底を図る。さらに、受入環境整備支援や日本政府観光局と連携したプロモーションを合わせて実施し、地方鉄道事業者のみならず沿線関係者が一体となった地域への誘客促進に向けた取組を加速させる。

(22) 観光の中核を担う人材育成の強化

【再掲】第IV部第2章第1節1（10）b

(23) 即戦力となる地域の実践的な観光人材の育成強化

【再掲】第IV部第2章第1節1（10）c

(24) 「ホストタウン」の推進

「東京2020大会」の開催により、多くの選手・観客等が来訪することを契機に、海外への情報発信の強化、地域の活性化等を推進するため、大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る「ホストタウン」を全国各地に広げるとともに、被災3県を対象とした「復興『ありがとう』ホストタウン」を推進することで、復興した姿を世界に発信する。また、パラリンピアンを受入を契機に、ユニバーサルデザインの街づくり及び心のバリアフリーの実現に向け、「共生社会ホストタウン」の取組を推進する。さらに、大会後にホストタウンの取組を継続するためのモデルとなる取組を調査し、他のホストタウンに好事例の共有を図るほか、収集した好事例情報及びホストタウンの意義を関係者や地域住民まで広げる。

第4節 観光インフラの整備

1 出入国の円滑化

(1) 最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

a) 世界初の出入国審査パッケージの導入、世界最高水準の技術の活用等の取組

世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、空港での入国審査待ち時間20分以内の目標を目指すこと等を踏まえ、革新的な出入国審査を実現するため、適切な運用体制について検討しつつ、引き続き以下の取組を実施する。

① バイオカートの導入

入国審査に要する時間の短縮のため、審査待ち時間を活用して指紋等の個人識別情報を前倒しで取得するバイオカートを成田空港等20港・空港で運用している。これらの運用状況や未導入港・空港の状況を踏まえ、対象港・空港を、2020年度（令和2年度）中に新たに仙台空港、青森空港、新潟空港、茨城空港、富山空港及び岡山空港を加えた26港・空港に拡大する。

② プレクリアランスの早期実現

台湾とのプレクリアランス（事前確認）の再開に向け、台湾側との各種調整を行い、2021

年度（令和3年度）中の実現を目指す。

③自動化ゲートの対象者の拡大の検討

出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する外国人を「信頼できる渡航者」（トラステイド・トラベラー）として認め、自動化ゲートの対象とする制度を導入しているところ、2020年（令和2年）3月から、従来のビジネスマンの要件を緩和するとともに、観光客及びこれらの家族も対象として追加する改正を行った。航空機の乗員についても自動化ゲートの利用対象とするべく所要の検討を行う。

④日本人出帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入

2020年度（令和2年度）中に、成田空港及び関西空港において日本人の出帰国手続に使用している顔認証ゲートの増配備を行うとともに、那覇空港の出国・上陸審査場にも配備し、運用を開始するために必要な整備を進める。

⑤個人識別情報を活用した外国人の出国時の自動化ゲート利用拡大

2020年度（令和2年度）中に、成田空港において、観光等の目的で入国した外国人の出国手続に活用している顔認証ゲートの増配備を行うとともに、那覇空港にも配備し、運用を開始するために必要な整備を進める。

⑥入国審査待ち時間を含む空港での諸手続に要する時間の公開

成田空港においては、出入国諸手続時間計測のための機器整備を進めるとともに、待ち時間の表示方法を調整し公開を進める。関西空港においては、機器の整備が完了し、出国待ち時間を公開しているところ、関係省庁等と協議し、入国の待ち時間の公開に向け、引き続き検討する。また、国内空港において、国際線到着旅客の預入手荷物の搬送状況をリアルタイムで通知できるように、電子タグ手荷物把握システムの導入を進める。

b) FAST TRAVELの推進

空港における旅客手続の各段階（保安検査・チェックイン等）や各動線に最先端の技術・システムを導入し、利用者目線で世界最高水準の旅客サービスを実現するため、関係者の連携体制を新たに構築する空港を拡大し、旅客動線の横断的な効率化や高度化を追求する（FAST TRAVELの推進）。

また、昨年引き続き顔認証技術による旅客搭乗手続の一元化（One ID化）や、自動チェックイン等による旅客利便性増進に加え、電子タグ手荷物把握システムについても導入の促進を図る。

さらに、民間が運営する関西空港において、国際線キャパシティ向上等のために、第1ターミナルの改修、FAST TRAVELの推進や施設配置の再編等、運営権者の創意工夫を生かした機能強化を促進する。

c) 先進的な保安検査機器の導入

国際テロの脅威が高まる中で「東京2020大会」の開催や訪日外国人旅行者の増加を踏まえ、出発時の航空保安検査の円滑化を図りつつ厳格化を図るため、2019年度（令和元年度）までに主要空港に導入を進めてきたボディスキャナーに加え、その他の先進的な保安検査機器（爆発物自動検知機器等）の導入推進を図る。

d) CIQ体制の強化による更なる円滑かつ厳格な出入国手続

「東京2020大会」の開催等により一層の訪日外国人旅行者の増加が見込まれることから、観光が持つ経済社会への波及効果を損なうことなく、訪日外国人旅行者が我が国への出入国を円滑

かつ快適に行えるよう、地方空港・港湾も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、審査ブースの増設、施設の拡張等やCIQに係る予算・定員の充実を図り、関係省庁が連携して訪日外国人旅行者の更なる増加への対応に必要な物的・人的体制の計画的な整備を進める。

e) 先進的で最高水準の技術を活用した個人識別情報システムの導入

ディープラーニング技術を活用して不鮮明な指紋画像を鮮明化する画像補正エンジンを導入するなど、先進的で最高水準の技術を活用した個人識別情報システムを導入することにより審査時間を短縮することで、円滑かつ厳格な出入国審査等を高度な次元で実現し、ストレスフリーで快適な旅行環境の実現を図るため、2020年度（令和2年度）中の運用開始を目指し、所要のシステム開発を行う。

f) 税関検査場電子申告ゲート等の導入による入国旅客の迅速通関と厳格な水際取締りの両立の実現

税関においては、迅速な通関による利便性の向上と、厳格な水際取締りによる安全・安心の確保の両立を実現するため、空港等における入国旅客の受入環境を整備する。具体的には、税関検査場電子申告ゲートについて、2020年度（令和2年度）中に羽田空港等7空港に新規・拡大配備するほか、デジタルサイネージについても引き続き整備を進める。

g) ファーストレーンの整備促進

重要ビジネス旅客や国際会議参加者等のファーストレーン利用促進を図るため、成田・関西空港においては、利用促進のPRや利用時間の柔軟な運用を継続することや、国際会議主催者に対しても国際会議の誘致時に利用促進のPRを行う。加えて、羽田空港においても2020年（令和2年）以降の新規設置に向けて関係者間で検討を進める。

h) 乗客予約記録の分析・活用の高度化等

増加する旅客の円滑な入国と国の安全を確保するための水際対策を両立させるため、税関・出入国在留管理庁において、ほぼ全ての航空会社から入国旅客の乗客予約記録（PNR：Passenger Name Record）を電子的に取得し、分析・活用しており、関係機関との情報連携の推進等、情報収集を一層進め、更なる情報分析・活用の高度化を推進する。

また、税関においては、出国旅客についてもPNRの報告を求めているところ、2019年（平成31年）3月より出国PNRも含め電子的な報告を原則化したことで、出国PNRと入国PNRを突合させるなど、更なる情報分析・活用を図り、より一層効率的・効果的な検査の実施を推進する。

i) CIQ体制の強化による更なる円滑かつ厳格な出入国審査体制の整備（審査ブース端末の増設等）

訪日外国人旅行者2030年（令和12年）6,000万人等の政府目標に向けて、地方の港・空港も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、拡張する港湾・空港施設への審査端末機器の増配備等、出入国審査体制の整備を進める。2020年度（令和2年度）中に鹿児島空港の施設拡張に対応するための審査端末機器の整備、主要空港の審査場へのデジタルサイネージの設置等による案内機能の強化を進める。

j) 出発国における事前スクリーニングによる渡航防止のための仕組みの導入

厳格な出入国管理と円滑な入国審査を高度な次元で両立させるため、出発港での渡航者に係るチェックイン時の情報等を活用して渡航前のスクリーニングを行い、結果を航空会社に通知する

ことで、当該航空会社が渡航者の搭乗の可否を判断できる仕組みを導入すべく、所要の検討を進めていく。

さらに、渡航前に将来的なリスク評価を含めた幅広いスクリーニングができる仕組みの導入に向けた検討を行う。

k) 上陸審査等の合理化（EDカード及び在留資格認定証明書の電子化）

厳格な出入国管理と円滑な入国審査を高度な次元で両立させるため、EDカード及び在留資格認定証明書の電子化を引き続き検討する。

(2) 農畜産物のお土産に関する動植物検疫の環境整備

国・地域別に、動植物検疫上、持出しが可能となっている品目の周知を行うため、検疫条件が変更されるなどの情報更新の都度、該当する国の言語を用いてリーフレット等を作成するとともに、輸出検疫カウンターでの配布やウェブサイトへの掲載を行う。

また、6空港7箇所（新千歳空港、成田国際空港（第1ターミナルビル及び第2ターミナルビル）、羽田空港、中部国際空港、関西国際空港及び福岡空港）の旅客ターミナルに設置した輸出検疫カウンターを引き続き活用することにより、円滑な輸出検査手続を行う。

さらに、輸出先国の規制・条件に合致した農産物の携帯品（お土産）としての持ち帰りに取り組む産地等に対して、植物検疫、防除等の専門家による技術的なサポートを実施する。

(3) 首都圏におけるビジネスジェットの受入環境の改善

首都圏空港において、既存スポット運用の工夫により駐機可能数拡大や、駐機可能スポットの増設等に向けた検討を進めるとともに、関係者間で連携して、開催が翌年に延期となった「東京2020大会」でのビジネスジェットの受入体制について、首都圏空港だけでなく、回航先として地方空港も含めた一元的な発着調整実施に向けた検討を進める。

(4) 高速バスの利用促進

訪日外国人旅行者等向け高速バス情報ウェブサイト「Japan Bus-Gateway」について、引き続きPR等を実施する。

2 ビザの戦略的緩和

観光立国の実現及び2国間の人的交流の促進のため、政府全体の受入環境の整備、日本政府観光局のプロモーション等と連携するとともに、将来的なビザ緩和を検討する。

また、外国人旅行者が我が国へのビザ申請を円滑に行えるよう、在外公館のビザ審査に係る必要な物的・人的体制の整備及び領事業務の合理化に取り組む。

3 空港

(1) 空港コンセッションの推進

地方空港のゲートウェイ機能を強化し、広域的な観光振興を図るため、2019年（令和元年）10月に北海道エアポート株式会社との間で北海道内7空港にかかるコンセッションの実施契約を締結した。2020年度（令和2年度）においては6月に新千歳空港、10月に旭川空港、3月に稚内・釧路・函館・帯広・女満別空港の運営を順次開始する。

また、広島空港でも2020年（令和2年）9月頃に優先交渉権者を選定し、11月頃に実施契約

を締結の上、2021年（令和3年）7月から運営を開始する予定である。引き続きコンセッションの推進を通じて、内外交流人口拡大等による地域活性化、地域の振興・発展を促進する。

(2) 地方空港の着陸料軽減等の支援

国土交通省が認定した「訪日誘客支援空港」等に対して、それぞれの空港の状況に応じて、着陸料の割引や補助、グランドハンドリング経費の支援等の新規就航・増便への支援やボーディングブリッジやCIQ施設の整備等の受入環境の高度化への支援等を実施し、関係省庁と連携して、各地域における国際線就航を通じた訪日客誘致の取組を促進する。2020年度（令和2年度）からは、新規就航・増便の支援の対象拡大等を実施し、航空ネットワークの回復・充実を図る。

(3) 首都圏空港の容量拡大

訪日外国人旅行者の受入拡大、首都圏の国際競争力の強化の観点から、首都圏空港の発着容量について年間約100万回への拡大を目指す。具体的には、成田空港において、既存のB滑走路延伸やC滑走路新設等の発着容量を年間50万回とする機能強化に係る事業を着実に進める。

(4) 首都圏におけるビジネスジェットの受入環境の改善

【再掲】第IV部第2章第4節1（3）

(5) 操縦士・整備士の養成・確保

増大する航空需要を支える我が国の航空機の操縦士・整備士の養成・確保を図り、更なる訪日外国人旅行者数の増加等に対応するため、産官学の関係者で連携しつつ、民間養成機関における操縦士の効率的な養成・確保、航空大学校の2018年度（平成30年度）入学生から開始した養成規模拡大（72名→108名）に対応した取組、外国人材の活用等による整備士の養成促進や、航空業界を志望する若年者の裾野拡大に向けたイベントの開催等、操縦士・整備士の養成・確保に向けた対策を実施する。

(6) 出入国審査ブース・CIQ体制の充実

【再掲】第IV部第2章第4節1（1）d

(7) 空港地上支援業務の省力化・自動化

空港地上支援業務の労働力不足により訪日旅客の利便性が損なわれないように、官民が連携して先端技術の活用についての検討・検証を行い、省力化・自動化を推進する。2020年度（令和2年度）には、これまで実施してきた自動走行実証実験や、運用効率や安全性を確認するためのシミュレーションの結果を踏まえ、2020年（令和2年）内に自動運転レベル3（条件付自動運転）相当の導入を開始する。

さらに、これまで2030年（令和12年）までとしていた自動運転レベル4相当（特定条件下における完全自動運転）の導入目標年次を2025年（令和7年）までに前倒しし、早期実現に向けた実証実験等の検討に着手する。また、旅客の手荷物輸送等の円滑化を図る。

(8) 航空便の新規就航等に併せた日本政府観光局による共同プロモーションの実施

日本政府観光局が地方空港の関係地方公共団体等と連携しながら国際航空見本市に参加し、海外の航空会社に対し新規就航や増便を積極的に働きかけるとともに、航空会社との連携を強化し、新

規就航・増便を行う航空会社を対象とした共同プロモーションの拡充等を行う。

(9) 地方空港のゲートウェイ機能強化

航空需要の増大に対応し、空港のゲートウェイ機能を発揮していくため、福岡空港の滑走路増設事業、那覇空港のCIQ施設を含めたターミナル地域再編事業等を推進し、地域の拠点空港等の機能強化を図る。

(10) 空港アクセスの利便性向上

羽田空港においては、深夜早朝アクセスバスの運行を継続し、広報・PRの強化に取り組むなど、深夜早朝時間帯のアクセス改善を図る。また、空港のアクセス利便性の向上を図るため、空港アクセス鉄道の基盤施設整備に2020年度（令和2年度）より新規着手する。

また、成田空港においては、空港アクセスに係る横断的な課題を検討・協議する「成田空港のアクセス利便性向上等に関する連絡協議会」等を通じ、深夜早朝時間における鉄道・バスの運行拡充等、空港アクセスの更なる利便性向上に向けた取組について引き続き検討を進める。

さらに、那覇空港においては、空港アクセスの利便性向上に向け、駐車場の容量不足や構内道路における混雑に対応する取組を引き続き進める。

(11) コンセッション方式等の活用の推進

訪日外国人旅行者の増加等による大幅な需要拡大が期待される空港、港湾、観光等の成長分野において積極的にコンセッション方式を活用し、施設のポテンシャルを最大限生かすことにより、地域における成長の起爆剤とする。

(12) 国内管制空域の抜本的再編による管制処理容量の向上

2030年（令和12年）の訪日外国人旅行者数目標6,000万人の目標達成に向け、航空交通量の増加に対応するため、国内管制空域の抜本的再編（上下分離）を2025年（令和7年）までに段階的に実施する。2020年度（令和2年度）は西日本空域における上下分離を実施する。

(13) 国内ハブ空港におけるプロモーション

訪日経験者等の地方誘客や再訪日意欲喚起のため、国内空港のデジタルサイネージ等を活用して動画を放映し、プロモーションを実施する。

(14) 文化プログラムをはじめとする文化芸術活動との連携

【再掲】第IV部第2章第2節1（1）g

4 MICE・IR

(1) MICE誘致の促進

a) 「MICE推進関係府省連絡会議」の開催

2020年（令和2年）12月末までに「MICE推進関係府省連絡会議」を開催し、「関係府省MICE支援アクションプラン2018」の進捗状況を確認するとともに、新たに加わった法務省のアクションプランを策定し、関係府省の更なる連携体制強化を図る。

b) ユニークベニューの利用促進

国際会議等のレセプションを積極的に受け入れている施設の好事例を講演会・セミナー等にて全国のコンベンションビューロー等に紹介することにより、公的施設のユニークベニューとしての活用を促進する。

c) プレ・ポストMICEプログラムの推進

MICE関連の訪日外国人出張者及び国内出張者の双方に対し、ビジネスでの行程の前後に休暇を追加し余暇目的の旅行を実施する「ブレジャー」の活用を推進する。

d) 学術研究に関する大規模で重要な国際会議の招致・開催促進

共同主催国際会議の募集に関する周知等で構築してきた日本学術会議と日本政府観光局との協力体制をより一層深め、学術研究に関する大規模で重要な国際会議の招致・開催の促進に向けた取組を促進する。

e) 官民横断組織の構築等によるオールジャパン体制での支援

2018年（平成30年）7月に策定した「MICE国際競争力強化委員会 提言」に明記されている施策を官民協働したオールジャパン体制で取り組むため、有識者の意見集約、他国事例調査、2019年度（令和元年度）に立ち上げた「ミーティング・インセンティブ推進会議」の運営等を通じ、施策検討を行い、既存体制の更なる強化と普及啓発活動を促進する。

2019年度（令和元年度）に組成した「ミーティング・インセンティブ推進会議」にて、特にインセンティブ誘致に向けた取組を検討するため、競合国のインセンティブ誘致支援策等の調査を実施し、優位性のある戦略を検討・構築することで、我が国におけるインセンティブ誘致力の強化を図る。また、当該会議の構成組織の協力を仰ぎ、各組織が持つネットワークを通じて、MICE誘致のPRを実施する。

f) MICE経済波及効果等算出の実施

官民挙げての目指すべきMICE全体目標（2020年（令和2年）実施分MICE関連訪日外国人消費相当額3,000億円）の達成度を測るため、MICE関連事業者に対し取扱実績調査を実施する。また、その結果を経済界等に広くMICEの意義を周知するためのツールとして活用する。

g) 人材育成協議会の開催

「MICE人材育成協議会」を開催し、MICE業界団体等における人材育成事業の情報共有と内容の充実を図る。また、大学等における観光分野のプログラムについて、特にMICEに関する講義のプログラム作成を支援する。

h) コンベンションビューローの機能高度化

MICEの誘致・開催に積極的だがそのノウハウが不足している地方都市に対しコンサルタントによるトレーニングプログラムを構築・実施し、我が国の国際会議等のMICE開催件数の底上げを図る。

i) インセンティブ旅行の誘致拡大

インセンティブ旅行向けセールスツールの新規開発を行い、海外事務所やMICE国際団体のネットワークを通じてMICEプランナーへ情報発信を行う。また海外からの訪日インセンティブ旅行

のベストプラクティスについて表彰を行い、国内外での周知を図る。加えて2019年度（令和元年度）に構築した「ミーティング、インセンティブのキーパーソン招請のための支援スキーム」を海外事務所より積極的にPRすることで、誘致件数の拡大に努める。

また、開催地決定から比較的短期間で催行が期待できる東アジア及び東南アジアを重点市場として位置づけ、訪日インセンティブ旅行の誘致活動を強化するため各市場においてセミナー・商談会を開催し、日本側のセラーとのマッチングを行う。さらに、ポテンシャルの高いバイヤーを対象とした招請を実施誘致案件の獲得に努める。

j) MICEブランドを活用した日本の認知度向上

事例の取材・撮影や表彰事業等を通じてMICEコンテンツを収集し、MICEウェブサイトの拡充を行う。また、MICE向け商談見本市やセミナー等の機会を捉えて、メディアやSNSを活用した海外向けのプロモーション展開を引き続き実施すると同時に、新たに国内向けの情報発信を強化し、国内外におけるMICEブランドコンセプトの理解・浸透を図る。これらを通じて、日本でのMICE需要を喚起するとともに、MICE案件のリード獲得の一助とする。

k) MICE関連国際団体との連携によるプロモーションの強化

国際的に有力なMICE主催者との関係を強化し、MICEデスティネーションとしての日本のプレゼンスを向上する観点から、ICCA（国際会議協会）、IAPCO（国際PCO協会）、MPI（MICE専門家が加盟する国際非営利団体）等、MICE国際団体のネットワークを活用した情報発信を行うとともに、MICE誘致・開催の経験がある人材を研修講師として派遣してもらうなど、人材育成に係る連携を更に強化する。

l) 大学教員・研究者等の国際会議誘致活動に対する支援、潜在的な国際会議主催者に対する意義の普及・啓発

海外事務所において、国際本部との情報交換や学協会へのセールスアプローチを積極的に実施し、日本政府観光局及びコンベンションビューローの支援スキームの情報発信を行うと同時に、本部において国内学協会へのセールスやブース出展を通じて日本政府観光局の活動の認知度を向上させ、誘致件数の拡大に努める。

また、国内の広報強化のために、MICEアンバサダーを活用した広報・広告、日本語SNSにおける情報発信、国際会議誘致・開催貢献賞の実施等を行う。さらに、地域の大学・研究機関等の潜在的な国際会議主催者及び学協会事務局との連携を強化する。

m) MICE関連人材の育成、コンベンションビューローに対するコンサルティングの実施

2019年度（令和元年度）に構築された「体系的人材プログラム」に従い、経験値、知識量に応じて初級・中級・上級に分け、MICE実務人材育成に向けて段階的な能力向上機会を提供する。

また、コンベンションビューローの国際会議誘致活動等に対し、立候補に必要な提出書類（ビッドペーパー）、プレゼン資料作成の助言等のコンサルティング活動を実施する。

n) データを活用したMICE誘致力の強化

2019年度（令和元年度）に策定した全体設計に則り、国際会議のCRMシステム（データベース）を改修し国内外の保有データを統合するとともに、ウェブサイト訪問者情報等のオンライン上のデータとリンクさせ、マーケティングの高度化に着手する。

o) MICE施設のコンセッション方式活用推進の加速化

MICE施設へのコンセッション方式導入の推進に向け、地方公共団体に専門家を派遣し同方式導入に向けた課題の調査を実施するとともに、混合型コンセッション等、利用料収入以外にも収益源を確保することによる実施の可能性についても検討し、事業の具体化に向けた支援を行う。

p) スポーツMICEの招致・開催支援に向けた検討

国際競技大会等の招致・開催のためのガイドライン等の在り方に関するワーキンググループにおいて、スポーツMICEの戦略的な招致活動支援及び各国内競技団体等が国際競技大会や国際会議等のスポーツMICEを招致・開催する際に必要な準備等をまとめたガイドライン等の在り方について検討を進める。

q) 農産品輸出促進に向けたMICE活用強化

日本の農林水産物・食品の輸出拡大に向けた商談会、見本市等へ多くの海外バイヤーに参加してもらうために関係省庁と連携の上、PR活動等の方策について検討・実施する。

r) 国際仲裁の活性化

日本における国際仲裁の活性化に向け、東京の仲裁審問施設を積極的に活用し、国際シンポジウムの開催や国外への広報活動等を積極的に実施する。

(2) IRに係る法制上の措置の検討

IRの推進に当たっては、国際競争力の高いMICE施設の整備、滞在型観光の促進、国内各地の魅力発信を目指し、公正性・透明性を確保しつつ、依存症対策等の弊害防止対策に万全を期しながら、基本方針の策定等所要の準備作業を丁寧に進めていく。

第5節 更なる観光振興を図るための主要施策**1 休暇改革**

2018年（平成30年）の年次有給休暇取得率は52.4%であるが、2020年（令和2年）までに年次有給休暇取得率を70%に向上させることを目指し、以下の取組を実施する。

(1) 年次有給休暇の取得推進

労働者が年間で少なくとも5日間の年次有給休暇を取得できるよう使用者に義務付けること等を内容とし、2019年（平成31年）4月より順次施行されている「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）」について、周知と履行確保を図る。

また、10月の年次有給休暇取得促進期間に加え、夏季、年末年始及びゴールデンウィークの連続休暇を取得しやすい時季に、ポスター・リーフレットの作成、駅貼り広告、インターネット広告等、年次有給休暇取得の集中的な周知広報を行う。

さらに、地域において、関係労使、地方公共団体等が協議会を設置し、お祭り等地域の特性を踏まえ、年次有給休暇を取得しやすい時季を捉えて、企業、住民等に休暇の取得促進のための働きかけを行うなどにより、地域の休暇取得促進の機運を醸成する。

(2) 休暇取得の分散化等による観光需要の平準化

地域ごとの個別の事情を踏まえつつ、可能な地域においては、地域ごとに「キッズウィーク」を設定し、学校の夏休み等の長期休業日の一部を学期中の平日に移すなどして学校休業日の分散化を検討するとともに、学校休業日に合わせた年次有給休暇取得の促進及び休日における多様な活動機会の確保を図る。また、これらの取組を官民一体となって推進するため、「キッズウィーク」関連ロゴマークを使用した、大人と子どもが一緒に楽しめる旅行宿泊商品造成を観光業界に対して促すほか、取組事例の周知や普及啓発等の取組を進める。

さらに、国家公務員について、学校休業日に合わせた年次休暇取得を促進する。

(3) 働き方・休み方改革の推進

滞在型の旅行を促進するため、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）」に基づく最低5日の年次休暇取得義務化に合わせ、関係省庁や関係業界と連携し、官民一体となった旅行休暇取得、キッズウィーク等の推進や、ワーケーション、ブレジャー等のビジネスと観光が融合した新しい旅行スタイルの普及を実施する。

(4) 「海の日」等の国民の祝日を活用した観光需要拡大

『「休み方改革」推進チーム』において、各府省庁で実施している取組の情報共有を行うとともに相互連携について検討する。また、「海の日」等の祝日三連休制度の活用や休暇取得の分散化による観光需要の拡大を図るため、祝日の意義について国民の理解を深めるべく周知強化を図る。

2 持続可能な観光地域づくり

(1) 持続可能な観光地域づくりに向けた対策の強化

観光庁に設置した「持続可能な観光推進本部」において決定する日本版「持続可能な観光指標」について国際機関からの公認を取得した上で、各観光地域における同指標に基づく持続可能な観光地マネジメントの実施を促進するとともに、実証事業、補助事業等により観光地におけるごみ問題等のオーバーツーリズムに関連する個別課題への対応を支援することで、持続可能な観光の実現に向けた取組を強化する。

(2) ICT・AIを活用したエリア観光渋滞対策

観光地周辺で広域的に発生する渋滞を解消し、回遊性が高く、円滑な移動が可能な魅力ある観光地を創造するため、関係者と連携し、ICT・AI等の革新的な技術を活用したエリアプライシングを含む交通需要制御等のエリア観光渋滞対策の実装に向けた取組を推進・支援する。

(3) 観光地周辺における渋滞対策

観光地の魅力を高め、今後の更なるインバウンド観光需要に対応するため、地域や公共交通機関と連携し、既存道路ストックの有効活用、駐車場予約専用化、パークアンドライドの導入等による交通分散及びビッグデータを活用した即効性のある渋滞対策を推進する。

3 若者をはじめとした海外旅行促進

(1) 若者のアウトバウンド活性化

若者の海外体験促進に向けた具体的な取組を、関係業界、関係省庁等と連携しながら推進する。

(2) 観光分野における多国間枠組みへの貢献

【再掲】第IV部第2章第3節(11) j

(3) 2国間関係の強化による双方向交流の拡大

【再掲】第IV部第2章第3節(11) k

(4) 旅行安全情報等に関する情報プラットフォームの構築

各国との双方向交流の促進に向けて、多国間・2国間連携の枠組みを活用し、官民連携で取り組む。また、旅行安全情報共有プラットフォームについては、外務省と連携した「たびレジ」情報の配信や現地でテロや災害等が発生した場合には、旅行者の安否確認を迅速に行うことに加え、新たに、医療・警察・交通機関等の海外都市の安全情報等を旅行者へ提供するほか、旅行者が安全に滞在・帰国できるよう避難等の情報を提供するなど、旅行者の安全確保に向けた利便性の向上を図る。

(5) 観光に関する教育の充実に向けた取組

子どもたちが日本各地の魅力的な観光資源を自ら見出し発信することで地域振興に貢献する観光教育の充実に図るため、学識経験者等による協議の場を立ち上げ、産学官で観光教育の意義を再確認するとともに、成長過程に合わせた観光教育の授業コンテンツ案の検討等を行うほか、その成果をワークショップ等により全国への横展開を図る。

また、高等学校学習指導要領の必履修科目「地理総合」において、「観光の現状や動向に関する諸事象を、様々な主題図などを基に取り上げ、地図や地理情報システムの適切な活用の仕方が身に付くよう工夫すること」が明記されたことを踏まえ、各種会議等の場を通じて、その周知を行う。

(6) 若者や学生の観光をテーマとした教育機会の充実

若者に旅の意義や素晴らしさを伝える「若旅授業」を通じて、若者の旅行を促進するとともにインバウンド対応や観光資源の魅力を自ら発信することができる観光人材の育成を図る。2019年度(令和元年度)に引き続き、全国規模で授業が行われるよう、文部科学省や地方運輸局との連携体制を強化する。

また、「道の駅」第3ステージとして、大学等と連携し、特産品を生かした商品開発等学生の課外活動やインターンシップの場として「道の駅」を活用するとともに、地域づくりや「道の駅」の運営を担う人材育成の強化を行うなど「地方創生・観光を加速する拠点」となるための取組を推進する。

4 国際観光旅客税の活用

今後更に増加する観光需要に対し、より高次元な観光施策を展開していくため、国際観光旅客税の税収(観光財源)を「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号)」及び「国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について(平成29年12月22日観光立国推進閣僚会議決定、平成30年12月21日一部変更)」において明示されている3つの分野に充当するとともに、観光財源を充当する施策は、既存財源の単なる穴埋めをするのではないなどの考え方を基本とする。また、無駄遣いを防止し、使途の透明性を確保する仕組みとして、行政事業レビューを最大限活用し、第三者の視点から適切なPDCAサイクルの循環を図る。加えて、観光財源を充当する具体的な施策・事業については、硬直的な予算配分とならず、毎年度洗い替えが行えるよう、「観光戦略実行推進会議」において、民間有識者の意見も踏まえつつ検討を行い、予算を編成する。

5 東北の観光復興

(1) 東北6県の外国人宿泊者数の増加に向けた取組

「東京2020大会」を契機とした東北6県への訪日外国人旅行者受入促進のため、各地方公共団体が連携して実施し、インバウンド誘客に直接資する取組である、魅力的なコンテンツを含んだ旅行商品の造成や、二次交通対策等を中心とした受入環境整備事業に対して重点支援する。

(2) 復興観光拠点都市圏への重点的な支援

「東京2020大会」を契機とした東北6県への訪日外国人旅行者受入促進のため、東北観光の拠点となる宮城県並びに仙台市及び周辺の計6市3町による「復興観光拠点都市圏」において、特にインバウンド誘客に直接資する取組である、魅力的なコンテンツを含んだ旅行商品の造成や、受入環境整備に対して重点的に支援を行う。

(3) 全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンの実施

海外主要市場向けのデスティネーション・キャンペーンとして、海外において観光地としての認知度が他地域と比べて低い傾向にある東北を対象に、海外の著名人が東北で観光を体験する映像を活用した情報発信、訪日外国人旅行者に好まれる東北のアクティビティをテーマ別にウェブサイト等で発信するなど、観光地としての知名度向上及び東北の観光の魅力を発信するため、各テーマを多言語で発信するなど幅広くプロモーションを実施する。

(4) 「東北6県見るもの・食べもの・買いもの100選」の発信

引き続き、「東北6県見るもの・食べもの・買いもの100選」を観光庁及び日本政府観光局のウェブサイトにおいて国内外に向け情報発信する。

(5) 東北観光復興対策交付金による重点的な支援

東北地方での長期滞在促進に向けて各県が連携して実施する樹氷等の雪を生かしたコンテンツ、食文化・伝統工芸体験等の滞在プログラム造成等、東北地方ならではの地域の観光資源の磨き上げに係る取組、コンテンツを活用した旅行商品の造成の取組等について、「東北観光復興対策交付金」により支援する。

(6) ホストタウンの推進

【再掲】第IV部第2章第3節(24)

(7) 防災学習も含めた教育旅行の再興

PTA等に対するファミトリップの実施により福島県への教育旅行の再興を促進する。また、学校等に対して教育旅行誘致の働きかけを実施するとともに、旅行業界に対しても福島県の教育旅行の促進を働きかけるなど、福島県の国内観光関連事業への支援等を行う。

「東北観光復興対策交付金」等により、地域において行う海外の教育旅行関係者の招へい等による震災復興等のスタディツアーの実施・磨き上げを図る取組や、教育旅行誘致に向けた情報発信等を支援する。

(8) 東北の空港への国際定期便等の新規就航・増便にあわせたプロモーションの実施

海外から東北の観光地へ短時間でアクセス可能となる、東北の空港への国際定期便及びチャー

ター便の新規就航・増便にあわせて、日本政府観光局において、航空会社等と連携した共同広告等のプロモーションを強化する。

(9)「グリーン復興プロジェクト」の推進

「グリーン復興プロジェクト」として拠点となる名取トレイルセンターを活用した情報発信及び普及啓発を行うほか、多言語に対応した標識の整備、トレイルマップの作成、ウェブサイトやSNS、各種イベント等での情報発信、「里山・里海フィールドミュージアム事業」の実施及び管理運営の円滑な推進等を引き続き実施する。また、みちのく潮風トレイルについて、関係機関を巻き込んだ管理体制の強化を行う。

(10)「新しい東北」交流拡大モデル

復興・創生期間最終年度であることを踏まえ、被災3県における取組を中心に、過年度事業で展開した地域におけるインバウンドの取組を普及・展開させるためのチーム化による地域事業者への支援等に官民連携して取り組む。

6 「観光立国ショーケース」の形成の推進

2019年（平成31年）3月に行われた構造改革徹底推進会合において議論された内容を踏まえ、観光立国ショーケースの確立へ向けて、3都市（釧路市、金沢市及び長崎市）の取組の柱（重点項目）を中心に、地域にある資源を最大限活用しながら、関係省庁支援チームと連携を図り、3都市における消費額の拡大に向けて優先的に支援を行う。

また、3都市における取組の横展開については、全国における訪日外国人旅行者の地方誘客の取組に活用できるよう、3都市が本取組を通して得たノウハウ等を中心に、関係省庁支援チームの枠組等も活用しながら、ウェブサイトや各種会合等において広く発信する。

7 観光統計

(1) 地域単位の統計の充実

地方への旅行者の誘客の状況を把握し施策に反映するべく、宿泊旅行統計調査について、都道府県より詳細な地域単位での表章の公表やその推計手法を検討する。

(2) 訪日外国人旅行者の移動に関するデータ（FF-Data）の整備

訪日外国人旅行者の国内訪問地間の移動や利用交通機関等の実態が把握可能なデータ（FF-Data）を整備し、地方公共団体等に提供する。また、国内訪問地情報の細分化等、利用者ニーズに応じて提供データ内容の拡充を図り、更なる交通環境等の整備を促進する。